資料2-2 R7.10.24 総務委員会

第2次札幌市立地適正化計画 【案】

令和○年(○○年)○月

目 次

	章 計画の基本事項	
	背景と目的	
	位置づけ対象区域対象区域	
	目標年次	
	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	北海道や道内市町村等との連携	
	SDGsと本計画との関連	
笛 つ	章 都市づくりのこれまでとこれから	0
	これまでの都市づくり	
2-1	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン	15
	札幌の特徴及び都市を取り巻く状況の変化	
2-4	これからの都市づくり	35
笋 3	章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針	27
	見直しのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-2	都市づくりの理念、基本目標	40
3-3		42
3-4	立地の適正化に関する基本的な方針	46
筆 4	章 誘導区域と誘導施設	47
	居住誘導区域等	
	都市機能誘導区域と誘導施設	
4-3	各区域及び誘導施設の設定	62
4-4	事前届出	64
第5	章 誘導に関する施策	67
	居住機能の誘導に係る施策	
	都市機能の誘導に係る施策	
	公共交通や円滑な移動に関する施策	
	誘導区域の外における地域特性に応じた施策	
5-5	低未利用地に関する考え方	74
第6	章 立地適正化計画における防災指針	7 5
6-1	災害リスク分析	77
6-2	取組方針	95
6-3	具体的な取組	98
第7	章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値1	01
	評価指標・目標値の設定1	
資料	短	05
貝朴	編	นว

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

1-1 背景と目的

札幌市では、平成16年(2004年)に「札幌市都市計画マスタープラン」(以下「1次マスタープラン」という。)を策定し、それまでの市街地拡大を中心とした都市づくり¹から、既存の市街地や都市基盤を有効に活用する内部充実型の都市づくりへと方向転換を図ってきました。

さらに、平成28年(2016年)には、「第2次札幌市都市計画マスタープラン」(以下「2次マスタープラン」という。)及び「札幌市立地適正化計画」を策定し、地下鉄駅の周辺などに居住機能と生活を支える都市機能を集積することで、円滑な移動や都市サービスを享受できる「コンパクトな都市」を目指して取り組んできました。

昨今、札幌を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、特に人口については令和3年(202 1年)以降、自然減が社会増を上回り人口減少局面を迎え、今後もこの傾向が続くと見込まれています。市街地において人口減少が進むと、一定の人口密度に支えられてきた都市機能の維持が難しくなる可能性があります。そのため、公共交通による移動の利便性を確保しつつ、都市機能の適切な配置を進めることにより、都市の活力を維持し、地域経済の発展を促すことが求められています。

また、近年では自然災害のリスクが高まり、気候変動の影響を見据えた、安全で強靱な都市づくりの重要性も一層高まっています。

そこで、これらの課題に対応し、持続可能なまちづくりを将来にわたって進めていくため、「第 2次札幌市まちづくり戦略ビジョン²」(以下「2次ビジョン」という。)及び「第3次札幌市都市 計画マスタープラン」に掲げる基本目標・将来像を踏まえ、「第2次札幌市立地適正化計画」を策 定しました。

本計画では、居住機能と都市機能の適切な配置や公共交通を基軸とした都市づくりの推進、防 災対策の強化などに取り組むことにより、将来にわたって誰もが住みやすく、活力にあふれた都 市として発展していくことを目指します。

¹ **都市づくり**:都市の物的な側面に着目した概念であり、都市空間の整備に関わる取組全般を表す。取組の対象としては、道路、建築物、公園などの 人工的な環境の整備と、みどりや水などの自然環境の整備を含む。なお、「都市づくり」に加え、社会制度・行政制度などの仕組みづくりや多様な コミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念を「まちづくり」としている。

² **第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン**: 札幌市のまちづくりの指針であり、計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」。目指すべきまちの 姿を描いた<ビジョン編>と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した<戦略編>で構成

第1章

第3章

第7章

<参考>立地適正化計画制度の概要

◆立地適正化計画とは

人口減少・少子高齢化の中でも、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の拠点となるエリアに誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、公共交通ネットワークの形成と連携した取組を進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現するための計画です。

◆立地適正化計画で定める事項

- <立地適正化計画区域>
- < 立地の適正化に関する基本的な方針 > まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
- <居住誘導区域>

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能や地域 コミュニティ³が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

<都市機能誘導区域>

都市の拠点となるエリアにおいて、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を集積させることで、効率的なサービスの提供を実現し、市民の利便性と福祉の向上を図ることを目的として、都市機能の立地を誘導する区域

<誘導施設>

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設

<誘導施設の立地を図るための事業等>

誘導区域へ居住や都市機能の誘導を図るために必要な事業(市街地再開発事業など)等

<防災指針>

居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針

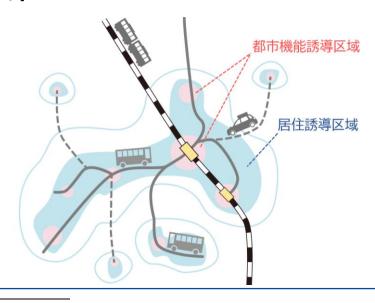
◆活用可能な支援措置等

立地適正化計画に位置づけることにより、国等による様々な支援措置や、都市計画上の特例を活用することが可能となります。

◆事前届出

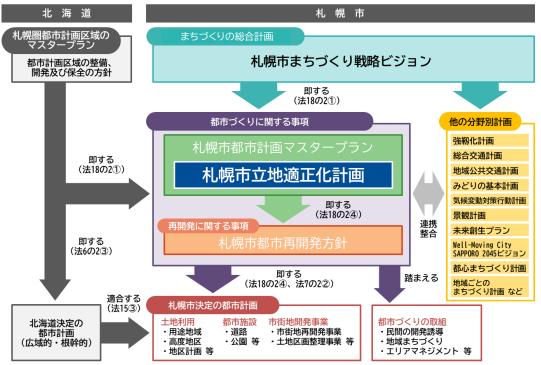
居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外では、一定規模以上の住宅開発や誘導施設の建築などを行う場合、事前届出を提出する必要があります。

【立地適正化計画のイメージ】



³ **地域コミュニティ**: コミュニティは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体であり、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティとする。

1-2 位置づけ



※上図における「法」は都市計画法を指します。

※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。(都市再生特別措置法第82条)

図 1-1 本計画の位置づけ

【根拠法】

都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る ための計画」として定めます。

【上位計画等との関係】

本計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「第3次札幌市都市計画マスタープラン」の一部とみなします。

このため、「第3次札幌市都市計画マスタープラン」と同様に、「第2次札幌市まちづくり戦略 ビジョン」を上位計画とし、そのうち都市づくりに関わる事項について、他の分野別計画とも整 合を図りながら定めます。

また、札幌圏都市計画区域(札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市)を対象として北海道が定める広域のマスタープランである「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針⁴」に即して定めます。

くわえて、本計画では、「札幌市総合交通計画」や「札幌市地域公共交通計画⁵」など交通ネットワークに関連する計画と連携しながら、居住機能や都市機能が公共交通で結ばれたコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進いたします。

⁴ **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**:都市計画区域について、都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市で構成されている。

⁵ 札幌市地域公共交通計画:持続可能で地域に適した公共交通ネットワーク構築の指針として、地域公共交通を取り巻く環境を踏まえ、目指すべき方向性やその実現に向けた取組等を整理した計画

1-3 対象区域

対象区域(立地適正化計画区域)は、札幌市の「都市計画区域6」とします。

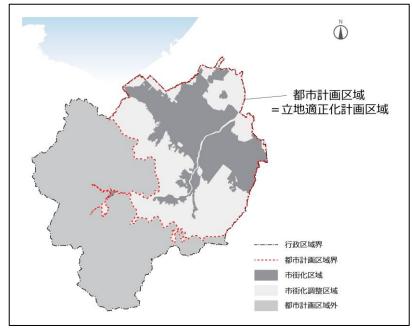


図 1-2 本計画の対象区域

1-4 目標年次

本計画は、「第3次札幌市都市計画マスタープラン」と同じく、おおむね20年後の令和27年(2045年)を見据えた計画とすることを基本とし、将来展望に変化が生じるような社会情勢の変化や関連計画の変更などを踏まえて、基本方針や取組の方向性、各区域等の設定などを随時見直していくものとします。

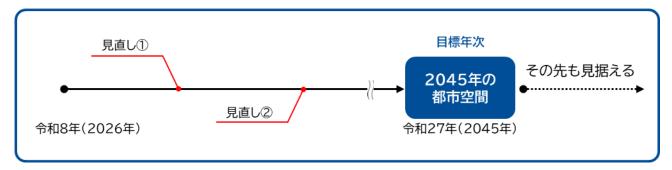


図 1-3 本計画の目標年次と見直しの考え方について(イメージ)

◆将来人口推計について

計画策定時(令和7年)において、令和2年(2020年)の国勢調査データが実測人口の最新値であるため、本計画では当該時点を起算点として20年後の令和22年(2040年)の将来値を推計しています。

⁶ 都市計画区域:「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として、都道府県が指定する区域。札幌市では、112,126haの行政区域のうち、南西部の国有林等の区域を除く57,584haが都市計画区域として指定されている(令和8年(2026年)3月時点)。

1-5 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

第2章 都市づくりのこれまでとこれから

これまでの都市づくり等による札幌の特徴や、都市づくりを取り巻く現況、状況 の変化を踏まえ、これからの都市づくりにおける考え方を整理します。

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に 関する基本的な方針

これまでの都市づくりの取組と、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、これからの「都市づくりの理念」や「基本目標」、「目指すべき都市構造」の考え方を整理します。 ※都市計画マスタープランと共通さらに、「都市づくりの理念」、「基本目標」及び「目指すべき都市構造」の実現に向けた施策を推進するための基本的な方針を定めます。

都市づくりの理念

基本目標

目指すべき都市構造

都市計画マスタープランと共通

災害リスクを踏まえた誘導

立地の適正化に関する 基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

居住機能と都市機能の誘導を図る「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を設定します。

「都市機能誘導区域」に集積を目指す誘導施設を設定します。

第5章 誘導に関する施策

居住機能や都市機能の誘導に向けた施策や、都市のスポンジ化対策として低未利用 地に係る指針を整理します。

第6章 立地適正化計画における防災指針

災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせて災害リスクを分析し、その結果に基づき、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災・減災の取組方針や具体的な取組等を整理します。

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

1-6 北海道や道内市町村等との連携

平成31年(2019年)3月に、札幌市を連 携中枢都市として周辺11市町村と「さっぽろ 連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、圏域全体 の生活関連機能サービスの向上などに取り組 むこととしており、令和6年(2024年)3 月からは「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジ ョン」に基づき取組を進めています。

本計画に基づく取組により、札幌市単独では なく、北海道や道内市町村、さらには道内民間 企業との連携により、高い成果や実効性が期待 されます。

これらを踏まえ、様々な分野において、道内 連携を深めながら取り組んでいくことを基本 とします。



図 1-4 さっぽろ連携中枢都市圏

1-7 SDGsと本計画との関連

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、以下 「SDGs」という。)は、平 成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030ア ジェンダ」において記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの 国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段) から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)ことを誓っ ています。

札幌市は、国連で採択された持 続可能な開発目標(SDGs)の 達成に向けた優れた提案が認めら れ、平成30年(2018年)に内 閣府より「SDGS未来都市」と して選定されており、市全体とし てSDGSの推進につながる取組 を行うこととしています。

本計画に基づく取組を推進する ことで、本計画との関連の深いS DGsの目標の達成に貢献してい きます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





8 働きがいも 経済成長も

















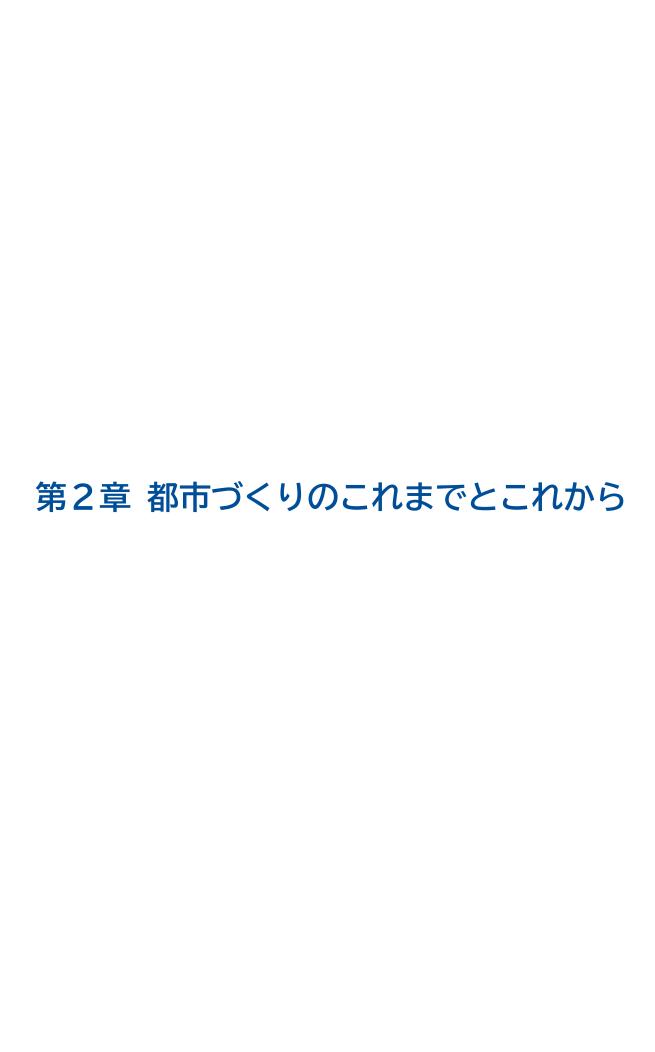








図 1-5 SDGsの17のゴール 資料:国際連合広報センター



第2章 都市づくりのこれまでとこれから

2-1 これまでの都市づくり

これから札幌が目指す都市の姿とその実現に向けた取組の方向性を定めるに当たって、明治期、 戦前、戦後、政令指定都市移行後、1次マスタープラン策定後の5つの区分について、これまで の都市づくりを整理しました。

(1) 明治期の都市づくり 明治2年(1869年)~明治32年(1899年)

札幌への本府⁷建設が決定し、国による新たな都市づくりがはじまりました。

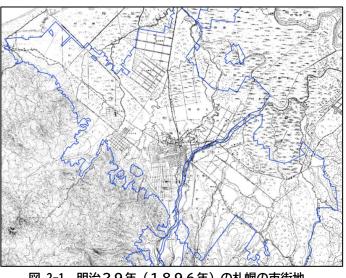
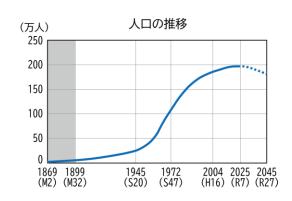


図 2-1 明治29年(1896年)の札幌の市街地 資料:(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」



現在の市街化区域のおおむねの範囲

時代背景

- ●開拓使の設置:明治2年(1869年)
- ●道外からの移住

都市づくりの主要課題

●国による都市としての骨格づくり

主な取組

- ●都心部の原型の形成
 - →60間8四方の格子状街区
- ●衛星村落⁹の形成
 - →屯田兵村、山鼻村、月寒村など
- ●周辺都市間、村落間を結ぶ道路の形成
 - →現在の国道5号、12号、36号など

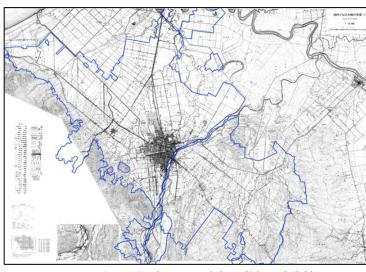
- ⁷ 本府:役所や役場を指す名称
- 8 **間 (けん):**日本で昔から使われている長さの単位。1間は1.818m
- ・ **衛星村落**:ここでは、中心となる集落の周辺に位置する小規模な集落のこと

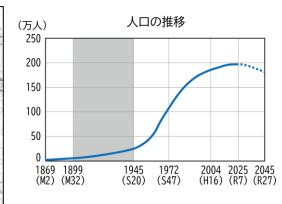
資料編

(2) 戦前の都市づくり 明治32年(1899年)~昭和20年(1945年)

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していく中で、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。

特に旧都市計画法の適用を受けてからは、様々な事業が本格的に実施されてきました。





現在の市街化区域のおおむねの範囲

図 2-2 大正5年(1916年)の札幌の市街地 資料:(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

●北海道区政施行

:明治32年(1899年)

●軍需による工・鉱業発展

:大正4年(1915年)頃

●北海道博覧会による好況

: 大正7年(1918年)

●市政施行 :大正11年(1922年)

●人口全道一:昭和15年(1940年)

都市づくりの主要課題

●自治の萌芽(ほうが)と北海道の中心都市への 成長を支える基盤づくり

主な取組

●公共交通のはじまり

→馬鉄、定山渓鉄道など

●旧都市計画法の適用と様々な都市基盤の整備

→旧都市計画法の施行

:大正8年(1919年)

→ // の適用

: 大正12年(1923年)

→下水道計画着手:大正15年(1926年)

→都市計画区域の決定

:昭和2年(1927年)

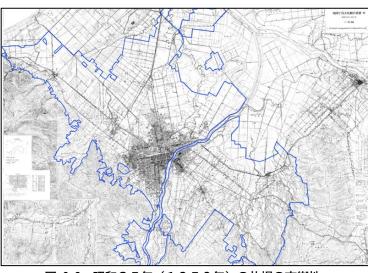
→市電運行 : 昭和2年(1927年)

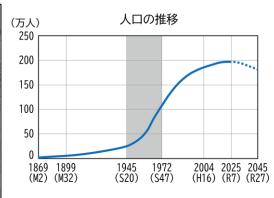
→上水道営業開始:昭和12年(1937年)

(3) 戦後の都市づくり 昭和20年(1945年)~昭和47年(1972年)

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業¹⁰などが積極的に実施されました。

中でも昭和47年(1972年)に開催された冬季オリンピックの招致が決定したことは、地 下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。





現在の市街化区域のおおむねの範囲

図 2-3 昭和25年(1950年)の札幌の市街地 資料:(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ●本州大企業の中心市街地への進出
 - :昭和25年(1950年)頃~
- ●急激な人口増加
- ●周辺市町村との合併による市域の拡大 →札幌村、篠路村など
- ●冬季オリンピックの招致決定
 - : 昭和41年(1966年)

都市づくりの主要課題

●急激な拡大に対応した各種基盤の整備

主な取組

- ●都心の周囲での土地区画整理事業の積極的な 実施
 - →東札幌、伏見など
- ●冬季オリンピックを前にした骨格基盤の整備
 - →地下鉄南北線開通:昭和46年(1971年)

¹⁰ **土地区画整理事業**: 道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業

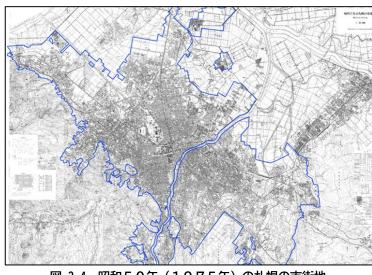
第1章

第2章

(4) 政令指定都市移行後の都市づくり 昭和 47年 (1972年) ~平成 16年 (2004年)

人口や産業が集中する都市化の進展が続く中、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

特に市街地の郊外部には、この時代に入って計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。



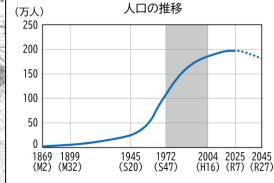


図 2-4 昭和50年(1975年)の札幌の市街地 資料:(財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

時代背景

- ●冬季オリンピックの開催
 - : 昭和47年(1972年)
- ●政令指定都市への移行
 - :昭和47年(1972年)
- ●人口増加の持続

都市づくりの主要課題

●市街地拡大の計画的なコントロール

主な取組

- ●無秩序な市街地拡大の抑制
 - →区域区分(線引き)11の実施
 - : 昭和45年(1970年)~

現在の市街化区域のおおむねの範囲

- ●良好な都市開発の誘導
 - →札幌市宅地開発要綱12
 - : 昭和48年(1973年)~
 - →札幌市住区整備基本計画13
 - :昭和48年(1973年)~
 - →札幌市東部地域開発基本計画¹⁴
 - : 昭和49年(1974年)~

¹¹ **区域区分(線引き)**: 無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は市街化を抑制する区域

¹² 札幌市宅地開発要綱:開発事業の施行に際しての公共公益施設の整備基準及び施行者が負担すべき内容について、札幌市が行う行政指導の指針を定めたもの

¹³ 札幌市住区整備基本計画:徒歩で行動できる範囲(1km四方(100ha)を標準)を一つの「住区」とし、その住区内に学校、公園、道路といった日常生活上必要な施設を適正に配置することにより、快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発誘導を図るために定めた計画

¹⁴ 札幌市東部地域開発基本計画:新さっぽろ(厚別副都心)の後背地において、大規模な住宅地開発を一体的かつ計画的に推進するために定めた計画

(5) 都市計画マスタープラン策定後の都市づくり 平成 16年(2004年)~

平成16年(2004年)に策定した1次マスタープランに基づき、人口増加が緩やかとなるなど安定成熟期へ移行したことから、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を理念に、市街地の拡大抑制を基調とし、既存都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力を向上させる内部充実型の都市づくりを進めてきました。

平成28年(2016年)の2次マスタープラン策定 以降は、内部充実型の都市づくりを更に進めるととも に、「低炭素都市づくり¹⁵」や「安全・安心な都市づく り」といった社会ニーズに対応した都市づくりを進めて きました。

また、住宅市街地の区分¹⁶に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることを目的に札幌市立地適正化計画を策定し、持続可能な都市の形成に向けた取組を進めてきました。

都市計画マスタープランを策定してからは、一貫して 内部充実型の都市づくりを進めており、特に地域の特性 を踏まえたまちづくりを進めるため、地域ごとのまちづ くり計画の策定や再開発の事業化に向けた取組を実施し てきました。これらの取組を進めることにより、多様な 都市機能の誘導や居住地としての魅力向上等、居住環境 や都市の魅力・活力の向上に取り組んできました。

- 現在の市街化区域の範囲

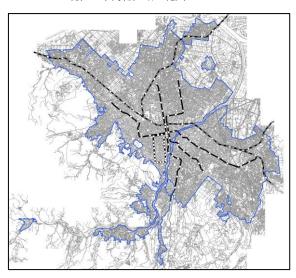
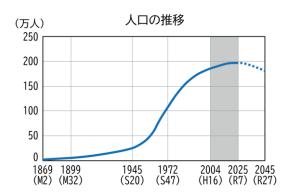


図 2-5 令和7年(2025年)の札幌の市街地 資料:札幌市



時代背景

- ●都市の成熟
- ●安定成熟期に入り人口増加 が鈍化
- ●北海道胆振東部地震の発生
 - : 平成30年(2018年)

都市づくりの主要課題

●成熟社会を支える都市づくり

主な取組

- ●市街地の拡大抑制を基本とし、既存の都市基盤 を有効に活用しながら都市の魅力と活力を向上
 - →都市計画マスタープラン : 平成16年(2004年)~
- ●秩序ある街並みの形成
- →高度地区¹⁷の全市的な指定:平成18年(2006年)~
- ●地域に応じた取組の推進
- ●都心の再生・再構築、地域ごとのまちづくり計画、市街地再開発事業 や公有地の再編等による地域交流拠点¹⁸の機能強化
- ●住宅市街地の区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置
 - →立地適正化計画 : 平成28年(2016年)~
- ¹⁵ 低炭素都市づくり:地球温暖化の原因とされている二酸化炭素などの排出量を最小化した都市づくりのこと。「低炭素型の都市づくり」も同じことを指す。
- 16 **住宅市街地の区分: P. 44**参照
- 17 **高度地区**:市街地の環境を維持し、又は、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもの
- 18 **地域交流拠点**: P. 44参照

第2章

2-2 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」では目指すべき都市像等を定めています。本計画は、2次ビジョンで定めている都市像等の実現を目指し、都市空間¹⁹の充実・強化を図るものです。

(1) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける考え方

2次ビジョンでは、「目指すべき都市像」として『「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、 豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ』を掲げています。

さらに、2次ビジョンでは、誰もが快適に暮らせる「スマート(快適・先端)」、生涯健康で学び活躍できる「ウェルネス(健康)」、多様な個性や能力を認め合う「ユニバーサル(共生)」の3つを「まちづくりの重要概念」として設定し、目指すべき都市像の実現に向けた「まちづくりの基本目標」を分野ごとに示しています。

「都市空間分野」では「コンパクトで人にやさしい快適なまち」、「世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち」、「都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち」をまちづくりの基本目標としています。

目指すべき都市像

「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと 新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ

まちづくりの重要概念

ユニバーサル(共生)

ウェルネス(健康)

スマート(快適・先端)

「まちづくりの分野」ごとに「まちづくりの基本目標」を設定

子ども・

生活 ・ 暮らし

地域

安全 • 安心

経済

スポーツ ・ 文化

環境

都市 空間



都市空間分野(基本目標)

基本目標 18 コンパクトで人にやさしい快適なまち

基本目標 19 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち

基本目標 20 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち

図 2-6 2次ビジョンにおける目指すべき都市像、まちづくりの重要概念、基本目標(都市空間分野)

¹⁹ **都市空間**:ここでは、都市構造(「自然環境」、「都市基盤」などで構成されるもので、地理的な条件などを踏まえながら、自然環境の保全や、都市 基盤の配置などを市街地の中にどう設定するか、といった都市の構造)に基づき形成された都市の空間で、市民や企業の様々な活動が展開される場 となる空間(人の活動も考慮した都市の姿)をいう。

都市空間イメージ図

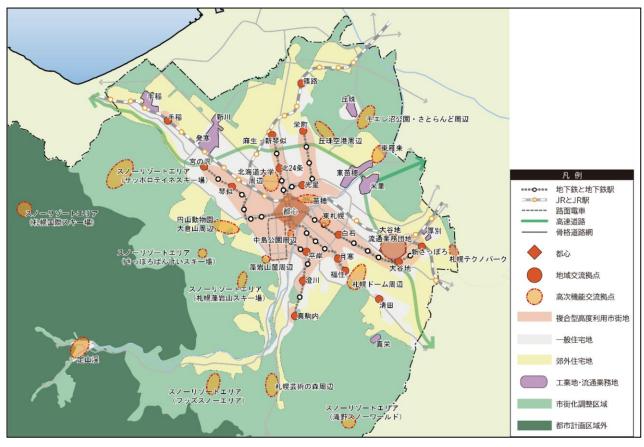


図 2-7 2次ビジョンにおける都市空間イメージ図

第1章

-将来推計値→

1.746

687

1,021 903

第3章

2-3 札幌の特徴及び都市を取り巻く状況の変化

この節では、札幌の特徴及び都市を取り巻く状況の変化と、それらを踏まえ今後求められる視 点について整理します。

(1) 人口動向

<人口の推移>

札幌の人口は、これまで増加を続けてきましたが、令和3年(2021年)に自然減が社会増 を上回る人口減少局面を迎え、令和22年(2040年)には約187万人、令和32年(20 50年)には約175万人に減少すると推計されています。

また、今後も少子高齢化が進行し、令和22年(2040年)には市民の約4割が65歳以上 の高齢者になると推計されています。

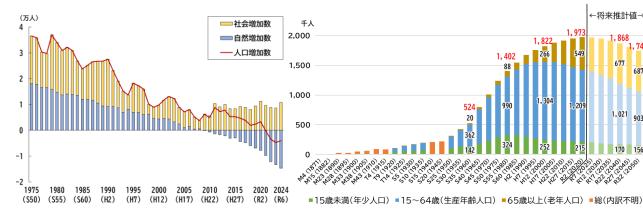


図 2-8 人口動態20の推移 資料:札幌市

図 2-9 人口の推移と将来人口推計 資料:国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」 を基に札幌市で資料を作成

※平成22年以前は、「不詳」を年齢区分の構成比に応じて按分 ※平成27年・令和2年は、国勢調査に基づく不詳補完値による ※令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

<世帯数の推移>

世帯数は、令和12年(2030年) 頃までは増加し、その後は減少に転じ ると推計されており、令和22年(20 40年)には令和2年(2020年)と 同水準になる見込みです。

また、65歳以上世帯員の単独世帯 は増加しており、令和22年(2040 年)には全世帯数の約2割を占めると 推計されています。

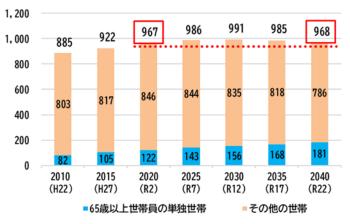


図 2-10 世帯数の推移と推計

資料:札幌市 ※総務省統計局「令和2年国勢調査」を基に推計

- 17 -

²⁰ 人口動態:出生・死亡、転入・転出などを合わせた人口の動き

<住宅市街地の区分別の人口の推移>

令和2年(2020年)時点の市街 化区域²¹内の人口分布は、複合型高 度利用市街地²²に約40%、一般住 宅地²³に約25%、郊外住宅地²⁴に 約35%となっています。

人口密度については、複合型高度利用市街地は全体的に人口密度が高く、

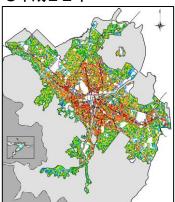
表 2-1 人口の推移と将来人口推計(住宅市街地の区分ごと) 資料:札幌市

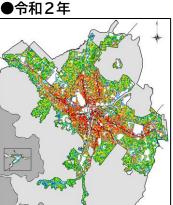
区域	2010 (H22)		2020 (R2)		2040 (R22)	
市街化区域	1,890 千人 (75.7人/ha)	100%	1,951 千人 (78.1人/ha)	100%	1,853 千人 (74.2人/ha)	100%
複合型高度利用市街地	703 千人 (120.6人/ha)	37%	781 千人 (133.9人/ha)	40%	785 千人 (134.5人/ha)	42%
一般住宅地	502 千人 (74.1人/ha)	27%	494 千人 (73.0人/ha)	25%	461 千人 (68.1人/ha)	25%
郊外住宅地	681 千人 (60.1人/ha)	36%	672 千人 (59.3人/ha)	35%	604 千人 (53.3人/ha)	33%

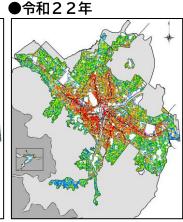
※2010(H22)、2020(R2)は国勢調査を基に算出、2040(R22)は推計値 ※ 市街化区域の人口には、工業地等における人口も含むため合計値は一致しない

平均で133.9人/ha、一般住宅地は一部で人口密度が一定程度高い地域もあり、平均で約73.0人/ha、郊外住宅地は一部で人口密度が低い地域もあり、平均で約59.3人/haとなっています。

●平成22年







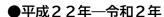


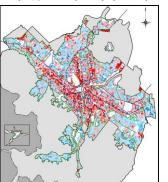
行政区域界

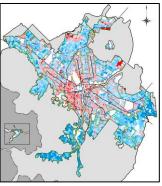
図 2-11 人口分布の推移と推計 資料:札幌市

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの地域別の人口の増減率を見ると、複合型高度利用市街地は全体的に増加していますが、一般住宅地・郊外住宅地は一部の地域(比較的新しい開発地や骨格公共交通の周辺など)における人口増加を除くとほとんどの地域で減少しています。

令和2年(2020年)から令和22年(2040年)の地域別の人口の増減率の推計を見ると、複合型高度利用市街地は一部で減少が見込まれる地域もありますが全体としては横ばいの推計となっています。一般住宅地・郊外住宅地では更に人口減少が進むことが推計されます。







●令和2年—令和22年



図 2-12 人口増減率 資料:札幌市

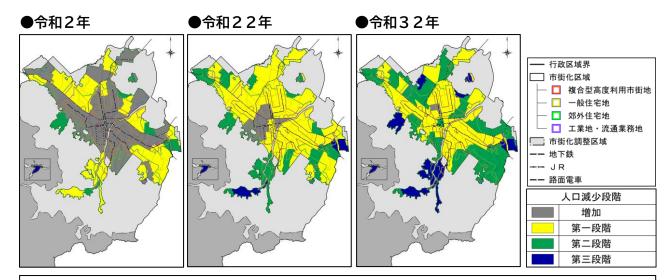
²¹ 市街化区域:都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、今後おおむね10年以内に市街化を図るべき区域のこと

²² 複合型高度利用市街地:P. 44参照

²³ 一般住宅地: P. 44参照 ²⁴ 郊外住宅地: P. 44参照

<人口減少の段階(令和2年(2020年)・令和22年(2040年)・令和32年(2050年))>

年少人口²⁵・老年人口²⁶の推移に着目して地域ごとの人口減少の段階を見ると、令和2年(2020年)から令和22年(2040年)にかけては、第一段階(年少人口の減少・老年人口の増加)の地域が大半で、一部で第二段階(年少人口の減少・老年人口の維持・微減)、第三段階(年少人口の減少・老年人口の減少)となる見込みですが、更にその先は、人口減少のスピードが速まる第二・第三段階に移行する地域が大半を占めることが予想されます。



人口減少は、大きく分けると下記の三段階を経て進行すると言われています。

第一段階:年少人口は減少するが、老年人口は増加

第二段階:年少人口の減少が加速化、老年人口が維持から微減

第三段階:年少人口の減少が一層加速化、老年人口も減少

図 2-13 人口増減の段階の推計 資料:札幌市

<まとめ>

札幌の人口は、これまで地下鉄の沿線などの複合型高度利用市街地を中心に増加を続け、 住宅市街地全体で一定の人口密度が確保されています。

令和3年(2021年)に人口減少局面を迎え、今後は人口減少が進むことが見込まれていますが、人口密度はおおむね今後20年間は一定の水準が維持される見込みです。

一方で、2040年代以降は、人口減少や人口構造の変化が更に進行することが見込まれることから、より一層の人口減少等を見据えた検討を進めることが重要です。

²⁵ 年少人口:0歳~14歳の人口

²⁶ **老年人口**:65歳以上の人口

(2) 土地利用動向

<市街化区域の面積>

昭和45年(1970年)に市街化区域と市街化 調整区域の区分を定めて以降、人口や産業の急速 な成長に対応して、新たな市街地整備を計画的に 進め、市街化区域を段階的に拡大してきました。

その後、人口増加が緩やかになるなど安定成熟期に入ったことから、平成16年(2004年)に1次マスタープランを策定して以降は、市街地の拡大を必要最小限にとどめ、既存の都市基盤を有効活用した都市づくりを進めています。



図 2-14 市街化区域等の面積(令和7年現在) 資料: 札幌市

<地域地区・地区計画>

現在の市街化区域(25,034ha)のうち約75% を住居系の用途地域²⁷が占めており、商業系の用途地域は 約14%、工業系の用途地域は約11%となっています。

また、秩序ある街並みの形成のため地域の特性に応じ高度地区を全市的に定めているほか、地区計画²⁸を市街化区域の約14%に指定しています。

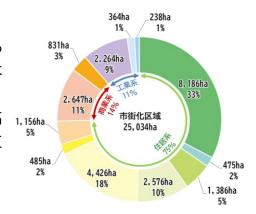


図 2-15 用途地域の指定状況(令和7年現在) 資料:札幌市

<低未利用地>

低未利用地²⁹は全市的に減少傾向にあり、特に郊外住宅地、工業地・流通業務地において減少 率が大きくなっています。

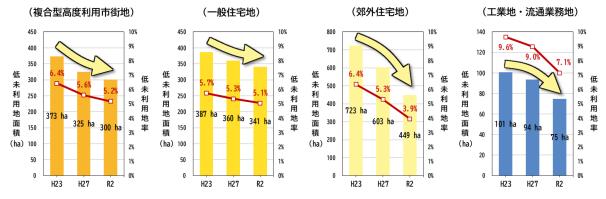


図 2-16 都市空間の区分ごとの低未利用地の推移 資料:札幌市

²⁷ **用途地域**:機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための土地利用上の区分を 行う都市計画で、用途や形態、密度などの規制をとおして、目的にあった建築物を誘導しようとするもの

²⁸ **地区計画**: 地区の特性に合わせた良好な都市環境の維持・形成を図るため、区画道路、公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の 規模など、きめ細かな地区のルールを定める都市計画

²⁹ **低未利用地**:居住の用、業務の用、その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺地域における同一の用途若しくはこれに類する 用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地

第3章

第2章

<まとめ>

人口や産業が急激に成長していた拡大成長期には、それらの動向等に応じて計画的に市街 化を進め、その後、1次マスタープランを策定して以降は、市街化区域の拡大を必要最小限 にとどめています。また、定期的に用途地域や高度地区等の地域地区30の見直しを行い、社 会情勢の変化などへの対応を進めてきたほか、地域や民間事業者等と協働31し、地区計画を 活用しながらきめ細かな土地利用の誘導を行ってきました。

今後の土地利用計画制度32の運用に当たっては、引き続き社会情勢や低未利用地等の土地 利用の状況の変化を踏まえながら適切に検討を進めていくことが重要です。

³⁰ **地域地区**:都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更等について必要な制限を課すこと により、土地の合理的な利用を誘導することを目的として定められるもの 協働:ここでは、まちづくりにおいて、市民・企業・行政などがそれぞれに果たす責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

³² **土地利用計画制度**:まちづくりの諸施策のうち、都市計画法に基づく制度の1つであり、土地利用に関するルールを定め、個別の建築行為などを規 制・誘導することによってまちづくりの目標の実現を図るもの

(3) 建物利用動向

<住宅棟数>

市街化区域内における戸建住宅の棟数は増加を続けており、令和2年(2020年)時点で約31万棟となっています。そのうち、郊外住宅地に最も多く約19万棟が立地しています。

また、共同住宅については、令和 2年(2020年)時点で約6万棟

表 2-2 区域別の住宅立地動向 資料:札幌市

区域	住宅種類	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)
	戸建て住宅	280,867 棟	296,831 棟	308,254 棟
市街化区域	共同住宅	58,200 棟	59,981 棟	59,483 棟
	その他(併用等)	12,908 棟	12,188 棟	11,226 棟
	戸建て住宅	41,180 棟	42,465 棟	42,890 棟
複合型高度利用市街地	共同住宅	29,741 棟	30,559 棟	31,413 棟
	その他(併用等)	4,841 棟	4,420 棟	4,071 棟
	戸建て住宅	64,148 棟	68,019 棟	71,716 棟
一般住宅地	共同住宅	17,230 棟	17,036 棟	16,729 棟
	その他(併用等)	3,499 棟	3,301 棟	3,107 棟
	戸建て住宅	174,979 棟	185,780 棟	193,060 棟
郊外住宅地	共同住宅	11,114 棟	11,266 棟	11,220 棟
	その他(併用等)	4,517 棟	4,413 棟	3,994 棟

※ 市街化区域の住宅には、工業地等における住宅も含むため合計値は一致しない

であり、複合型高度利用市街地に最も多く約3万棟が立地しています。近年、複合型高度利用市 街地内に立地する共同住宅の比率が増加傾向にあります。

<建築物の老朽化>

市全体で建築物の老朽化が進んでおり、都 市空間の区分ごとに比較すると、都心と郊外 住宅地において更新時期を迎える建築物が多 くなっています。なお、地域交流拠点について は、拠点間で老朽化の進行にばらつきがみら れます。

<空き家数>

空き家数は増加傾向がみられますが、空き 家率³³、賃貸・売却用及び二次的住宅³⁴を除 く空き家率は平成20年(2008年)以降、 おおむねほぼ横ばいで推移しています。



図 2-17 空き家数、空き家率の推移 資料:令和5年 住宅・土地統計調査

<まとめ>

近年の建物利用動向では、戸建住宅は郊外住宅地を中心に市街化区域内全域で立地がみられ、共同住宅は主に複合型高度利用市街地を中心に立地しています。

一方で、建築物の老朽化が進行している地域も多く、空き家数も増加傾向にあります。人 口動向を踏まえると、空き家数、空き家率ともに今後も増加することが予想されることから、 建て替え動向や空き家の動向を的確に捉えることが重要です。

³³ **空き家率:**総住宅数に占める空き家の割合

³⁴ **二次的住宅**:別荘や、普段住んでいる住宅とは別にたまに寝泊りしている人がいる住宅

第3章

(4) 生活利便施設の状況

<生活利便施設>

医療施設・福祉施設・子育て関連施設・商業施設といった生活利便施設の徒歩圏面積カバー率³⁵はいずれも高く、おおむね市街化区域全体をカバーしています。

立地する生活利便施設の種類や規模により特徴は異なりますが、特に複合型高度利用市街地内 に集積が進むなど、人口密度に応じて立地する傾向があります。

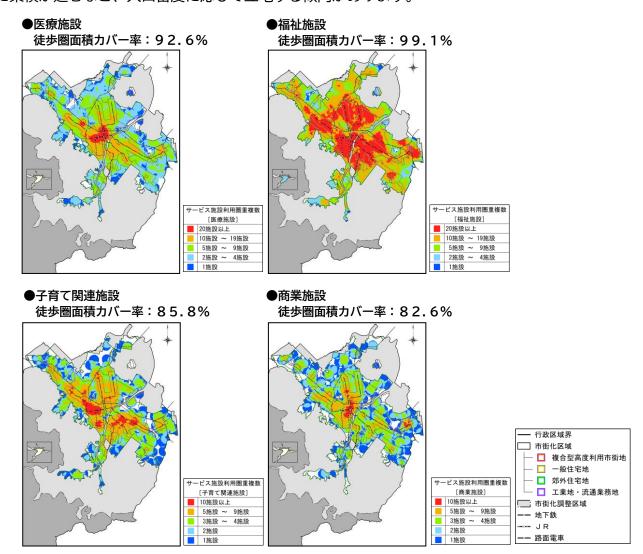


図 2-18 各100mメッシュにおける徒歩圏内の施設立地状況(令和6年) 資料:札幌市

<まとめ>

生活利便施設の徒歩圏面積カバー率が高く、おおむね市全体で高水準に立地しています。 生活利便施設は人口密度に応じて立地する傾向があることから、今後、人口減少に伴い人口 密度が低下すると、生活利便施設の立地を維持できなくなる地域が発生することが懸念され ます。そのような状況を踏まえ、今後の生活利便性の確保について検討を進めることが重要 です。

³⁵ **徒歩圏面積カバー率**:施設の徒歩圏に該当する面積の市街化区域面積に占める比率

(5) 公共交通の動向

<公共交通ネットワーク>

札幌の公共交通ネットワークは、「骨格公共交通ネットワーク (地下鉄・JR・路面電車)」、「バスネットワーク」、「タクシー」、「交通結節点³⁶」によって構成されています。

大量輸送機関である地下鉄及びJRを基軸として、それらの後背圏エリアにおいて民間バス事業者が多数のバス路線を運行しています。このバスネットワークを地下鉄及びJRの各駅に接続することで、都心に向かう広範な交通や郊外部の移動に対応しています。

<公共交通の徒歩圏面積カバー率>

札幌の基幹的公共交通³⁷の徒歩圏面積カバー率は高い水準にあります。

一方で、昨今はバス路線の減便や廃止などが続いており、今後は公共交通の利便性の低下が懸 念されます。

●基幹的公共交通 徒歩圏面積カバー率:81.0%

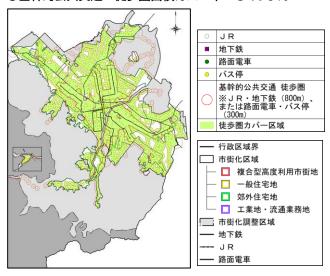


図 2-19 徒歩圏面積カバー率(公共交通)(令和6年現在) 資料:札幌市

●路線バスの減便や廃止

<札幌市内のバス便数(札幌市内完結路線)>



図 2-20 札幌市内のバス便数(札幌市内完結路線) 資料:札幌市

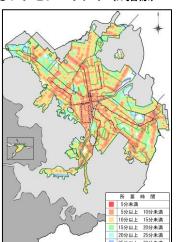
<アクセシビリティ>

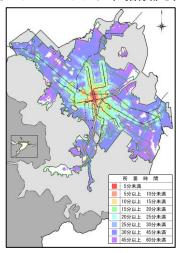
公共交通に乗車するまでの期待時間(A指標)を見ると、全市的におおむね20分以内に乗車できるという結果が出ています。また、都心や地域交流拠点までの到達期待時間(B指標)を見ると、地下鉄の沿線周辺や主要なバス路線において高水準となっています。

³⁶ 交通結節点:様々な交通手段(徒歩、自動車、バス、鉄道など)を相互に連絡させる場所

³⁷ **基幹的公共交通**: 日30本以上(片道)の運行本数を有する地下鉄、JR、路面電車及びバスの路線

●アクセシビリティ(A指標)





●アクセシビリティ(B 指標都心) ●アクセシビリティ(B 指標地域交流拠点)

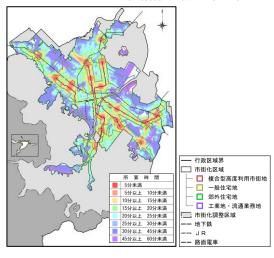


図 2-21 アクセシビリティ38 (令和6年)

<広域交通ネットワーク>

国や北海道、周辺市町村等との連携により、道内の主要都市や国内外の地域をつなぐネットワ 一クとして、空港・鉄道・高速道路・主要幹線道路などの広域交通機能を確保してきました。 今後は、丘珠空港における航空ネットワークの強化や北海道新幹線札幌延伸などにより、広域 交通ネットワーク39が一層充実する見込みです。



北海道新幹線 Hokkaido Railway Company Series H5 提供: JR北海道



丘珠空港



都心アクセス道路 (整備イメージ) 資料:北海道開発局



札幌駅バスターミナル (整備イメージ)

資料:札幌駅交通 ターミナル検討会

<まとめ>

これまで「骨格公共交通ネットワーク(地下鉄・JR・路面電車)」、「バスネットワーク」、 「タクシー」、「交通結節点」による公共交通ネットワークを形成してきましたが、近年、バ ス路線の減便や廃止により、公共交通の利便性の維持が課題となっています。

一方で、丘珠空港の機能強化や北海道新幹線札幌延伸など、広域交通ネットワークの充実 が見込まれており、道内外からの人流が大きく変わることが見込まれることから、そのよう な機会を的確に捉えた都市づくりを進めることが重要です。

³⁸ **アクセシビリティ:**ここでは、人々があるサービスを利用するに当たりその入り口に入るまでの到達しやすさ

³⁹ **広域交通ネットワーク**:道内の主要都市や観光地のほか、国内外の地域をつなぎ、札幌や周辺地域の暮らしや経済・観光などを支える広域的な交通 ネットワーク

(6) 自然環境

<地形・地質>

札幌は、総面積1,121k㎡の広大な面積を 有する都市であり、その変化に富む地形は、南西 の山地から丘陵地、扇状地、平地へと連続し、都 市の成り立ちや景観の土台になっています。ま た、豊平川をはじめとする多くの河川が流れ、市 街地の周囲にはみどり豊かな自然環境が広がっ ています。

平成26年(2014年)の調査によると、都市計画区域全体の緑被率⁴⁰は約56%となっており、市街化調整区域の緑被率は約85%となっています。

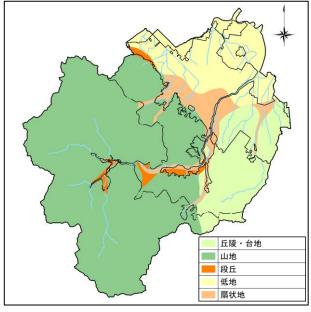


図 2-22 地形概念図

資料:札幌市(国土交通省「国土調査」を基に一部加工)

<年間降雪量・年間積雪量>

札幌の気候は、夏はさわやかで過ごしやすく、冬は積雪寒冷であるのが特徴で、四季の変化が鮮明です。中でも冬季の降雪量は平均で約5mあり、このような雪が多い大都市は世界的にも類を見ません。

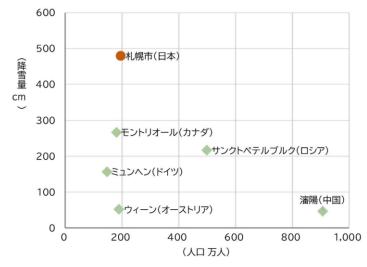


図 2-23 世界の各都市の人口と降雪量 資料:札幌市 ※人口と降雪量の計測年は都市によって異なる(札幌市の人口は令和4年現 在、降雪量は平成3年(1991年)から令和2年(2020年)までの平均 としている。)。人口が100万人以上で降雪地域に位置する世界の主要都市と の比較

<まとめ>

札幌の地形は都市の成り立ちや良好な景観形成の土台となっています。また、政令指定都市の中でも緑被率が高く、年間約5mもの降雪がありながら190万人を超える人口を有するなど、豊かな自然環境と都市機能の共存は大きな魅力の1つとなっています。

一方で、山地から平野部にかけては、地形に由来する土砂災害等のリスクを踏まえた強靱 な都市づくりを進めることも重要です。

⁴⁰ **緑被率**:樹林地(街路樹、樹林樹木)、草地、農地、水面など植物に覆われた面積が占める割合

第3章

第2章

(7) 産業

<産業構造>

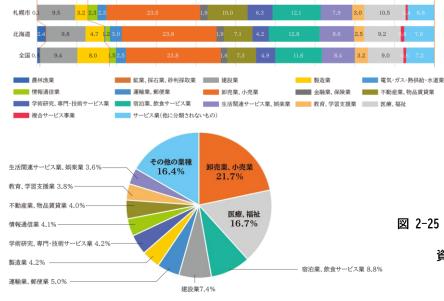
産業構造は、全国平均と比較して第1次産業及び第2次産業の割合が低く、第3次産業の割合 が高いという特徴を有しています。

第3次産業の中でも特に「卸売業・小売業」、「医療・福祉」及び「宿泊業・飲食サービス業」 の割合が高く、この3業種で札幌市内の事業所数、従業者数の半数近くを占めています。

70.0

90.0

100.0



40.0

50.0

30.0

図 2-24 産業別事業所構成の比較 (令和3年(2021年))

資料:経済センサス活動調査 (総務省・経済産業省)

図 2-25 札幌市産業の業種別従業者数構成 (令和3年(2021年))

資料:経済センサス活動調査 (総務省・経済産業省)

<工業>

製造品出荷額等は増加傾向であり、令和4年(2022年)は約5,932億円となっています。

また、近年は施設の大型化など建築動向に変化がみられるほか、市街化区域内の低未利用地が減少しています。特に大規模な低未利用地が少なく、建て替え等の適地を確保することが困難となる場合があります。

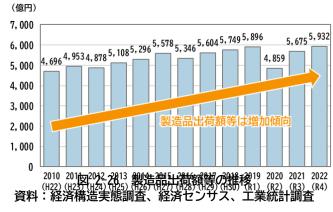


表 2-3 築 41 年以上の工業系敷地数、低未利用地面積 (令和5年) 資料: 札幌市

			築 41 年以上の 工業系敷地		低未利用地	
(以上)		(未満)		(敷地数))
	~	1 千㎡	437	か所	61	ha
1 千㎡	~	3 千㎡	400	か所	69	ha
3 千㎡	~	5 千㎡	160	か所	41	ha
5 千㎡	~	10 ∓ ṁ́	132	か所	40	ha
10 千㎡	~	20 千㎡	65	か所	23	На
20 千㎡	~	30 ∓ ㎡	17	か所	4	ha
30 ∓ mੈ	~		52	か所	3	ha
			1			

<商業>

観光GDP⁴¹における平成22年 (2010年)から平成30年(201 8年)までの増加率は69.2%となっ ており、市内総生産の増加率(11. 7%)を大幅に上回り、札幌経済をけん 引しています。

表 2-4 観光消費の経済効果 資料:札幌市民経済計算より算出

年度	2010	2014	2018	2018-2010 増加額	2018-2010 増加率
観光消費額	3,689 億円	4,083 億円	5,780 億円	2,091 億円	56.7 %
観光 GDP(直接+波及効果)	2,459 億円	3,027 億円	4, 161 億円	1,702 億円	69.2 %
市内総生産(名目 GDP)	63, 136 億円	65,822 億円	70,530 億円	7,394 億円	11.7 %
観光 GDP の市内総生産への寄与率	3.9 %	4.6 %	5.9 %	23.0 %	-

<農業>

明治期から今日に至るまで、様々な知識や技術を導入しながら、寒冷地農業の技術拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきましたが、近年は農家戸数、経営耕地面積⁴²は減少傾向にあり、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)で約半減しています。

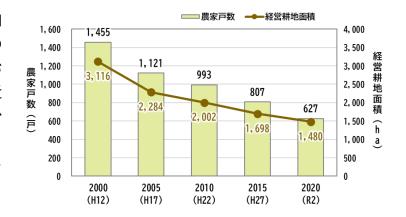


図 2-27 農家戸数と経営耕地面積緑被率の推移(全市) 資料:札幌市

<まとめ>

これまで、北海道の経済をけん引する役割を踏まえつつ周辺市町村とのバランスも考慮しながら、計画的に商業や産業の立地への対応を行ってきました。

その結果、札幌の強みを生かした食や観光などの分野が活性化してきたことに加え、IT 分野・クリエイティブ分野、健康福祉・医療分野などの産業が成長してきました。

今後の持続的な発展に向けては、以上のような札幌の強みや成長している産業を伸ばすことに加え、新たな産業の進出などにも対応していくことが重要です。

⁴¹ **観光GDP**:観光客の消費のために生産された財貨・サービスの粗付加価値額

⁴² 経営耕地面積:農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地、請負耕作(経営委託))の合計

第3章

(8) 都市のリニューアル

<公共施設の整備状況>

公共施設は人口増加に伴い、1960年代以降、学校を中心に増加しており、冬季オリンピックの開催や政令指定都市への移行が行われた1970年代以降は各種の公共施設が急激に増加しています。

今後、1970年代から1980年代前半に集中的に整備してきた公共施設の更新時期が一斉 に到来します。

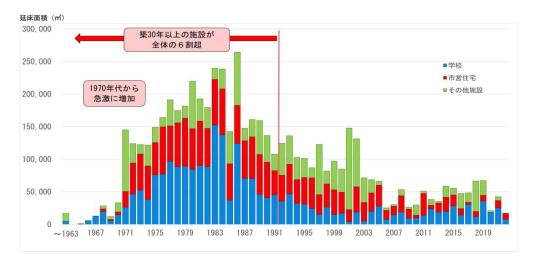


図 2-28 公共施設の築年別整備状況 資料:札幌市(令和3年度(2021年度))

<再開発の動向>

昭和47年(1972年)に開催された冬季オリンピックから約50年が経過し、札幌では都 心部を中心に当時建てられた建築物が更新時期を迎えているほか、北海道新幹線札幌延伸をはじ めとした広域交通ネットワークの整備を見据え、民間開発が活発化しています。

<まとめ>

「(3)建物利用動向」に記載しているとおり、札幌では民間施設、公共施設ともに建築後一定程度経過しているものも多く、これから更新時期を迎える建築物が多く存在します。

今後、長期的な市税収入の減少や社会保障などの財政需要の増大が予想されることに加え、 更新時期が一斉に到来することから、公共施設の更新に当たっては、計画的かつ効率的に進 めることがより一層重要になります。

また、都市機能の集積やまちの魅力・活力の向上、脱炭素化の推進など札幌市が目指す取 組を推進するためには、建築物の更新の機会を的確に捉え、まちづくりを進めることが重要 です。

(9) 価値観やライフスタイルの変化

<世帯数・世帯人員数、共働き世帯の状況>

核家族の増加が鈍化する一方で、単独世帯は増加し続けており、世帯人員数は年々減少を続けています。

また、専業主婦世帯の割合が減少する一方で、共働き世帯は増加し続けています。

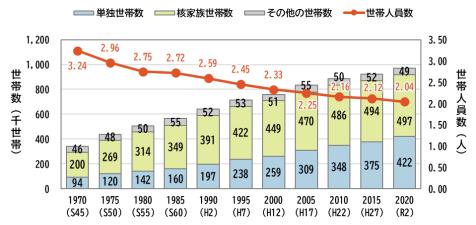


図 2-29 世帯数・世帯人員数の推移 資料:総務省統計局(国勢調査)

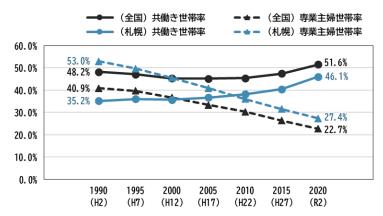


図 2-30 札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移 資料:総務省統計局(国勢調査)

<デジタル技術>

行政手続などにおけるICT⁴³の活用やテレワークの拡大などに代表されるように、デジタル技術の急速な進展に伴い、市民のライフスタイルは今後も変化していくことが予想されます。

<まとめ>

世帯人員数の減少に伴う住宅規模の変化や共働き世帯の増加に対応した子育て支援の必要性など、多様化する価値観やライフスタイルを支えることに加え、行政手続などにおけるICTの活用やテレワークの拡大などのように、デジタル技術の急速な進展に伴う暮らし方の変化などを的確に捉えることが重要です。

⁴³ **ICT**: Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。 I T (Information Technology) も同義として 用いられる。

第3章

(10) エネルギー・脱炭素化

<ゼロカーボンシティ>

札幌市は令和2年(2020年)に、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと(ゼロカーボンシティ)を宣言し、気候変動への対応を進めています。

<温室効果ガス排出量>

二酸化炭素排出量は、令和4年(2022年) 速報値で1,022万t一CO2となっています。また、積雪寒冷地のため家庭における暖房エネルギー消費量が多いことや、第3次産業中心の産業構造であることなどから、部門別の排出量では、家庭部門が35%、業務部門が33%、運輸部門が23%となっており、これら3部門が排出量の大部分を占めています。なお、エネルギー種別で見ると、電力由来の二酸化炭素排出量が半分近くを占めています。

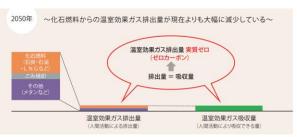


図 2-31 温室効果ガス排出量実質ゼロのイメージ 資料:札幌市(気候変動対策行動計画)



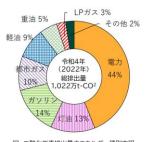


図 二酸化炭素排出量のエネルギー種別内部 【市民・事業者編】

図 2-32 二酸化炭素排出量の部門別内訳、二酸化炭素 排出量のエネルギー種別内訳【市民・事業者編】 資料:札幌市(「札幌市気候変動対策行動計画」進行管 理報告書(2022 年速報値・2020 年確定値))

<グリーン・トランスフォーメーション(GX)>

札幌市では、グリーン・トランスフォーメーション(GX) 44 を推進するため、北海道の有する国内随一の再生可能エネルギー 45 のポテンシャルを最大限に活用し、世界中からGXに関する資金・人材・情報が札幌・北海道に集積するアジア・世界の「金融センター」の実現に向けて、令和5年(2023年)に「 $Team\ Sapporo-Hokkaido」を設立しました。$

令和6年(2024年)には、北海道と札幌市が「金融・資産運用特区⁴⁶」の対象地域として 決定され、また、札幌を含む北海道全域が「国家戦略特区⁴⁷」として指定されました。

<まとめ>

札幌市では、気候変動に対応するため、令和2年(2020年)に「ゼロカーボンシティ」の宣言を行いました。市内で排出される温室効果ガスのほとんどは、市民の生活や事業活動のエネルギー消費を支えるために排出された二酸化炭素であることから、ゼロカーボンの実現に向けては、第一に無駄なエネルギー消費を減らしエネルギーの有効利用を図ること、その上でどうしても必要なエネルギーは、国家戦略特区の指定も踏まえ経済成長を図りながら再生可能エネルギーへの転換を推進することが重要です。

⁴⁴ **グリーントランスフォーメーション(GX)**: 化石燃料をできるだけ使わずに、環境に優しいエネルギー中心の社会に変えて、経済の成長も目指すこと

⁴⁵ **再生可能エネルギー**:太陽光、地熱、風力など、エネルギー源として永続的に利用することができるものの総称

⁴⁶ 金融・資産運用特区:金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組等を 重点的に実施するエリアの総称

⁴⁷ **国家戦略特区**:世界で一番ビジネスがしやすい環境を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制 改革制度

(11) 頻発・激甚化する自然災害

<北海道胆振東部地震の発生>

平成30年(2018年)9月に発生した北海道 胆振東部地震では、東区において震度6弱、市内の 広い範囲で震度5弱以上の強い揺れが発生し、液状 化現象による住宅への被害、道路の隆起や陥没、断 水などに加え、道内全域の約295万戸が停電する ブラックアウトに見舞われました。



図 2-33 地震発生後の道路陥没のようす (平成30年北海道胆振東部地震) 資料: 札幌市

<大雨頻度の増加>

大雨や短時間強雨の増加に伴う水害が全国各地で観測されており、今後、それらの影響による 河川の洪水・土砂災害などの発生が懸念されます。

また、道内においては、短時間強雨の発生回数や降水量が増加傾向にあります。厳しい温室効果ガス削減策を取らなかった場合、将来的には大雨や短時間強雨の頻度が増加すると予測されています。

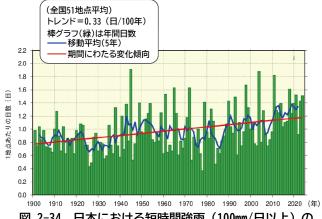


図 2-34 日本における短時間強雨(100mm/日以上)の 発生回数の経年変化(全国51地点平均) 資料:気象庁

(気候変動レポート(令和6年))

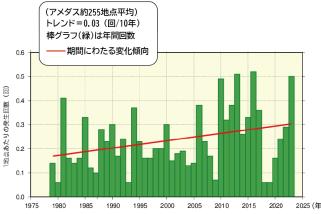


図 2-35 北海道における短時間強雨(30mm/h以上)の 発生回数の経年変化

資料: 気象庁 (北海道地方のこれまでの気候の変化(令和6年))

<まとめ>

近年頻発・激甚化する災害に備え、災害リスクを踏まえた防災・減災の取組を進めるとともに、災害発生後においても生活や経済活動が継続・早期復旧できるよう、レジリエンス(自己回復力・強靱性)の向上に向けた取組を進め、これらのリスクに対して適切に備えていくことが求められています。

第2章

(12) 公民連携・官民連携

<民間開発との連携>

公有地の再編や建築物の建て替え更新の機会に合わせて、民間開発と連携しながら、札幌市のまちづくりの目標実現に資する取組を推進してきました。これにより、歩行者空間の機能の向上やバリアフリー動線の整備といった地域の課題の解決を図るとともに、良好な滞留空間、エネルギーセンター⁴⁸、一時滞在施設⁴⁹などの整備といった魅力的な都市空間の創出や高次な都市機能の集積を進めてきました。



図 2-36 新札幌駅周辺地 区 I 街区アクティブリンク (空中歩廊)



図 2-37 オープン スペースの整備事例



図 2-38 エネルギー センター



図 2-39 一時滞在施設

<エリアマネジメント>

都心ではまちづくり会社が設立され、地域が 主体のまちづくり活動が進められてきました。

北3条広場等の公共的空間では、年間を通して多様な利活用がされるなど、にぎわいが創出されています。

地域交流拠点では、新さっぽろや篠路において、エリアマネジメント⁵⁰の推進に向けて、一般社団法人が設立されるなど、地域の取組が進められています。



図 2-40 札幌市北3条広場

<まとめ>

土地利用の転換や建築物の建て替え更新などが今後も想定されるため、引き続き民間開発との連携による交流・滞留空間の創出を進めるとともに、それらの空間を効果的に活用することで都市の魅力と活力の向上に取り組んでいくことが重要です。

⁴⁸ エネルギーセンター:一定の地域内における冷暖房、給湯等に必要となる冷水、温水、蒸気等を集中的に製造する施設

⁴⁹ **一時滞在施設**:大規模地震の発生により、JR、地下鉄、バスなどの公共交通機関が広範囲にわたり運行停止となった際に、帰宅することが困難となった人(帰宅困難者)の帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる施設

⁵⁰ **エリアマネジメント**:住民・事業主・地権者などが主体となって地域の現状や課題について話し合い、地域における良好な環境や地域の価値の維持・ 向上につなげる取組

(13) 市民の意識

<令和6年度市民意識調查>

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、市民の「札幌の街に対する愛着度」は、94.3%(「好き」の67.7%と「どちらかといえば好き」の26.6%の合計)と極めて高くなっています。その理由としては、「地下鉄やJRなど公共交通機関が整備されているから」、「緑が多く自然が豊かだから」、「四季の変化がはっきりしていて、季節感があるから」、「官庁や学校、企業や商業施設、病院が集中していて便利だから」が多く挙げられています。

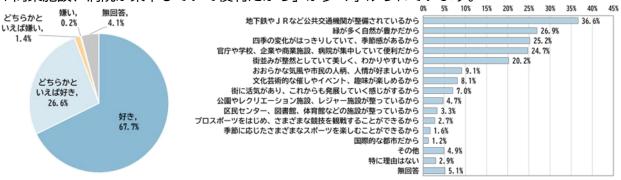


図 2-41 札幌の街に対する愛着度 資料:札幌市(令和6年度市民意識調査)

図 2-42 札幌が好きな理由 資料:札幌市(令和6年度市民意識調査)

<指標達成度調査(令和6年6月)>

令和6年(2024年)6月に実施した 指標達成度調査(市民アンケート)では、 約74%が住んでいる地域の住環境に 「満足している」、又は「やや満足してい る」と回答しています。

また、「買い物・通院などの生活利便性が高い暮らしの場が形成されていると思うか」という設問に対しては、「そう思う」、「まあそう思う」と答えた割合は約78%、「多様なライフスタイルを実現できる市街地が形成されていると思うか」という設問に対しては、「そう思う」、「まあそう思う」と答えた割合は約65%となっています。

●住んでいる地域の住環境への満足度



●多様なライフスタイルを実現できる市街地が形成されているか



●住んでいる地域が、買い物・通院などの生活利便性の高い暮らしの場が形成されているか

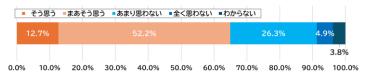


図 2-43 指標達成度調査(令和6年6月) 資料:札幌市(令和6年指標達成度調査)

<まとめ>

アンケート結果からは市民愛着度や住環境への満足度は比較的高い結果となっており、札幌の魅力を維持・向上することに加え、多様なライフスタイルを実現できる環境の整備等に引き続き取り組んでいくことが重要です。

第3章

2-4 これからの都市づくり

札幌市では、都市の拡大成長期には人口や産業の規模に応じて適切な市街地の範囲を設定しつつ、新たに形成する市街地については住区を基本の考え方としながら、計画的に市街地の整備を進めてきました。その後、人口増加が緩やかになるなど安定成熟期へと移行したことから、市街地の拡大抑制を基調とし、既存都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力を向上させる内部充実型の都市づくりを進めてきました。

これらの結果、札幌における都市づくりの特徴としては、公共交通を基軸として高次な都市機能が集積した都心と地域の生活の中心となる地域交流拠点が配置されていること、それらの周辺に密度や特徴の異なる住宅地を3つの区分に分けて計画的に形成していること、市街地の中では道路や学校などの基礎的な都市基盤は高水準で整備され、生活利便機能が市内に面的に備わっていること、市街地を取り囲むように保全された森林や農地などのみどりと近接した都市が形成されていることなどが挙げられます。

こうした中で、札幌は人口減少というこれまで経験したことがない新たな局面を迎えました。 今後は、以上のようにこれまで培ってきた札幌の特徴を生かしながら、人口減少や人口構造の変 化が進むことにより顕在化することが懸念される都市機能・公共サービスの低下などの様々な課 題に備えることや、持続的な発展を遂げていくため札幌の強みを生かしながら機会を的確に捉え た都市づくりを進めることが重要です。

第 これから 電 都市づくりの

第 関する基本的な方針 目標、立地の適正化に

第4章 誘導区域と

第 5 章 施策に関する

第6章 立地適正化計

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第3章 都市づくりの理念、目標、 立地の適正化に関する基本的な方針

3-1 見直しのポイント

都市づくりを進めていく上では、都市を取り巻く課題への対応や、前提としている上位計画等 を踏まえて、札幌が目指すべき方向性を考えていくことが重要です。

このような考え方から、2次マスタープランでは、都市づくりにおける「重視すべき観点」として、以下の5点を掲げ、これらを踏まえ取組を進めてきました。

< (2次マスタープラン)都市づくりにおける重視すべき観点>

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ 地域特性に応じたコミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり
- ✓ エネルギー施策と連携し、環境と共生する低炭素型の都市づくり
- ✓ 災害等に備えた安全・安心な都市づくり

こうした中、令和3年(2021年)に人口減少局面を迎え、本計画の目標年次よりも先の2040年代以降は、人口減少や人口構造の変化が更に進行することが見込まれており、地域によっては、これらの進行に伴って以下のような課題が顕在化することが懸念されます。

<人口減少や人口構造の変化が更に進行することにより想定される課題例>

都市機能・公共サービスの低下

人口減少や人口構造の変化に伴う、生活利便施設の撤退やインフラ維持の負担増、公共交通の利便性低下等が懸念されます。

地域コミュニティの衰退・居住環境の悪化

人口密度の低下等に伴う、地域コミュニティの衰退や管理不全の空き家・空き地の増加等による居住環境の悪化等が懸念されます。

都市全体の活力の低下

経済活動の停滞や交流が減少することで、都市全体の活力を低下させる可能性があります。

このような課題に備えるためには、今から都市の持続可能性を高めるための準備が必要です。また、人口減少局面を迎えたことに加え、2次マスタープラン策定時と比較し、都市のリニューアルの進行、価値観やライフスタイルの多様化、脱炭素社会の機運の高まり、自然災害の頻発・激甚化、デジタル技術の進展など、都市を取り巻く状況は変化し続けており、それらに対応した都市づくりを進めていくことが重要です。

これらのことから、本計画では、人口減少等に適応した都市づくりを進めるため、「今後顕在化するであろう課題に備える視点」と「持続的な発展に向けて札幌の強みを生かし機会を的確に捉える視点」の両方の視点から、見直しのポイントを整理しました。

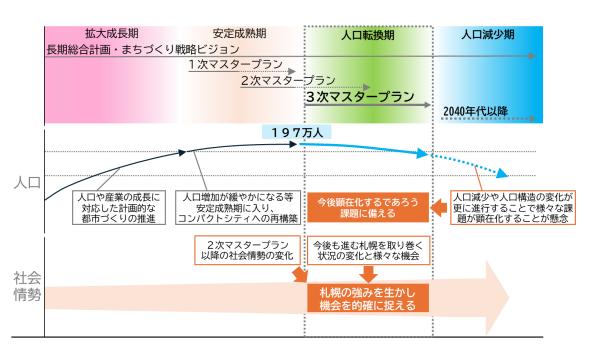


図 3-1 本計画期間の都市づくりの視点

<見直しのポイント>

ポイント1 人口減少等に適応した持続可能な都市づくりの推進

●人口減少下における持続可能な都市づくりを進めるため、居住機能や都市機能の集積の考え方を示し、都心・地域交流拠点における都市機能の強化や住宅地における多様なライフスタイルへの対応、地域コミュニティの維持等に向けた地域特性に応じたきめ細かな取組を推進

ポイント2 リニューアル時期を捉えた都市づくりの推進

●建築物の建て替え更新や広域交通ネットワークの強化等の機会を捉えて、都市の魅力や活力の向上を図るため、みどり51の創出等による魅力的な空間の形成・活用や、新たな交通需要への対応、良好な景観形成に向けた取組等を推進

ポイント3 ひと中心の都市づくりの推進

●都心・地域交流拠点におけるにぎわい・交流の促進及びイノベーションの創出や、住宅地における 地域コミュニティの維持を図るため、公共的空間の整備・活用等により、誰もが利用しやすく居心 地が良く歩きたくなる空間の形成等を推進

ポイント4 脱炭素化・強靱化に向けた都市づくりの推進

●都市づくりにおいても徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入といった脱炭素化に向けた取組と災害時にも都市活動を継続できる防災・減災の取組を進めるとともに、特に高次な都市機能が集積する都心においてはこれらの先進的な取組を積極的に推進

ポイント5 多様な手法を活用した都市づくりの推進

●都市が成熟し求められるニーズ等が多様化・複雑化する状況を踏まえ、地域課題の解決を図るため、デジタル技術や既存ストックの活用、エリアマネジメント等の取組を推進

⁵¹ **みどり**:札幌における森林、草地、農地、公園・緑地、河川や湖沼地のほか、民有地を含めた全ての緑化されている場所(公開空地や壁面緑化を含む)、さらには樹木や草花(コンテナや鉢などに植えられたものも含む)などのこと

3-2 都市づくりの理念、基本目標

この節では、これまでのマスタープランにおける都市づくりの理念等を踏まえつつ、前節で整理 した見直しのポイントを踏まえ、これからの都市づくりの「理念」と「基本目標」を定めます。

(1) 都市づくりの理念

人口減少に適応した都市づくりへの移行

多様な地域のつながりが 都市全体の調和を保つ 札幌型コンパクトシティの実現

札幌市が目指す「札幌型コンパクトシティの実現」とは、今後更に進行する人口減少等を見据えた「持続可能な都市の形成」と、これまで築いてきた特徴や強みを生かした「魅力と活力の創出」に向けた都市づくりを指しており、札幌型コンパクトシティの実現に向けた考え方を以下に示します。

札幌型コンパクトシティの実現に向けた考え方

≪札幌の特徴を踏まえた都市空間の形成≫

- ●市街地内の充実と市街地を囲む豊かな自然環境
- ●公共交通ネットワークでつながれた、高次な都市機能が集積した都心と地域の生活の中心となる複数の地域交流拠点
- ●身近に生活利便機能が立地した多様なライフスタイルを実現する住宅地
- ●多くの人が集まる交流の場
- ●暮らしの質を高める憩いの場

≪札幌の特徴を踏まえた地域の多様な取組の展開≫

<資源を有効につかう>

- ●豊かな自然やゆきを資源として活用する
- ●公共的空間を多面的に活用する
- ●既存の資源を有効に活用する

<取組をつなぐ>

- ●多様な主体で連携し協働で進める
- ●交流の機会を創出する
- ●地域の個性を高める

<全体の調和を保つ>

- ●都市全体の視点と地域ごとの視点を持って最適化を図る
- ●中長期的な視点と柔軟な対応により効果 の高い都市づくりを進める
- ●多角的な視点から総合的に取組を進める

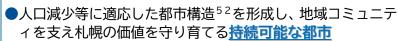
(2) 都市づくりの基本目標

「都市づくりの理念」を踏まえた今後の都市づくりは、既存の都市基盤や良好な自然環境などの要素を有効活用しながら生活の質を高めた上で、都市の魅力と活力の向上に向けて展開する必要があります。そして、取組を進めていく上では、都市全体として、地域特性を踏まえたきめ細かな視点が求められる一方で、個々の取組相互の連携や、都市全体の魅力と活力の向上へとつなげていく視点も求められます。そのため、「都市づくりの基本目標」を、「都市づくり全体」と「身近な地域」の2つの視点から、以下のとおり定めます。

<都市づくり全体>

●高次な都市機能や活発な経済活動、文化芸術・スポーツが育む創造により、北海道をリードし世界を引き付ける

魅力と活力あふれる世界都市









●先進的な取組により脱炭素化を推進し、「みどり」や「ゆき」の 自然の恵みと調和した<mark>環境都市</mark>



●都市基盤の効率的な維持・保全や災害リスクを踏まえた防災・ 減災の取組により、都市活動が災害時にも継続できる 安全・安心・強靱な都市



<身近な地域>

●多様な協働により地域の価値を創造する取組が連鎖する都市



地域の取組を積み重ねることにより、都市全体の魅力と活力 を高めていきます。

個々の地域の取組は、「都市づくり全体の基本目標」との整合や周辺地域への影響、地域特性の尊重などの観点を踏まえつつ、市民・企業・行政等の多様な協働によって、課題の把握から目標の設定、目標実現に向けた道筋の明確化へと継続的に進められるべきものです。

また、個々の取組が地域の内外での新たな取組を誘発し、それらが相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることが 重要です。

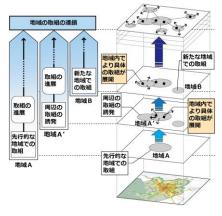


図 3-2 基本目標の展開イメージ

⁵² **都市構造**:「自然環境」、「都市基盤」などで構成されるもので、地理的な条件などを踏まえながら、自然環境の保全や、都市基盤の配置などを市街 地の中にどう設定するか、といった都市の構造

3-3 目指すべき都市構造

この節では、前節で示した「都市づくりの基本目標」の実現に向けて、目指す都市構造を整理 します。

前述のとおり、札幌の都市構造は、公共交通を基軸として、高次な都市機能が集積した都心と 地域の生活の中心となる地域交流拠点を配置し、それらの周辺には密度や特徴の異なる住宅地を 3つの区分に分けて計画的に形成してきました。また、国際的・広域的な広がりを持った高次な 都市機能を集積する高次機能交流拠点⁵³が市内各地に展開されているほか、工業地・流通業務地 が周辺市街地との均衡を保ちながら一定のまとまりを持って配置され、適切に保全された森林や 農地等のみどりが市街地を取り囲んでいます。

おおむね20年後を見据えた本計画においては、前章で示した人口の推移や土地利用の動向等を踏まえ、市街地の範囲を変更しないことを基本としますが、本計画の目標年次の更にその先の人口減少や人口構造の変化に伴い顕在化するであろう課題に備え、これまで築いてきた都市構造を維持していくこととします。

そのため、都心や地域交流拠点において都市機能の集積や交通結節機能の向上、交流・滞留空間の充実に向けた取組を進めるとともに、複合型高度利用市街地においては、後背の住宅地を支える生活利便機能の集積等により人口密度の維持・増加を図ります。また、道内外とつながる広域交通ネットワークの強化や、安全で円滑な移動や経済成長を支える骨格道路網の強化、札幌の魅力を生み出し生物多様性の保全等に資するみどりの充実などを進めていきます。

一方で、一部の住宅地においては、人口減少の進行や人口構造の変化に伴って、生活利便性の低下や、空き家・空き地の増加など、居住環境を取り巻く状況が変化する可能性があります。こうした課題が早期に顕在化することが想定される地区に対しては、都市全体のバランスを踏まえて最適化を図りながら、既存の都市基盤の効率的な活用や、地域の実情等に合わせた生活交通の確保、多世代を受け入れるまちづくり等により地域コミュニティの維持などを図ることが重要です。

また、今後は、上述した都市構造の形成に向けた取組を推進していくことに加え、札幌の強みを生かしながら機会を的確に捉え、持続的な発展を目指す都市づくりを進めるとともに、周辺市町村と連携し、各都市の特徴を生かして課題に取り組んでいくことが重要です。

⁵³ **高次機能交流拠点**: P. 44参照

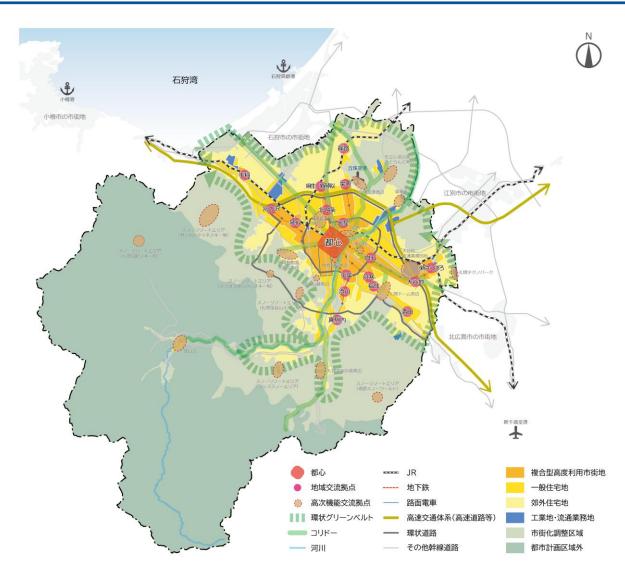


図 3-3 都市構造図

表 3-1 都市空間の区分ごとの役割と範囲

## おい おい にい こうしい 高次な 都 市 機能の集積 やれ 幌を象徴する 都 市 空間の 創出、脱炭素化の推進等を通じて、札幌・北海道の魅力と活力を先導・発信		都市全体か	ら見て求められる役割	範囲	
地域交流拠点 中常的な生活利便機能や多様な都市機能の集積を図るとともに、公共交通の利便性を確保し、来訪者を受け入れる地力ある交流空間を形成 木幌の魅力と活力の向上を先導するため、地域の持つ資源や施設等の特性に応じ、産業や観光、文化芸術、スポーツなど、高次な都市機能を集積を設定した多様なライフスタイルを実現 「他観や家族構成の変化等に対応した多様なライフスタイルを実現を指するとともに、質の高い都市空間を実現の出域交流拠点の周辺のエリアを発音を対象とともに、質の高い都市空間を実現のエリア 「中達住宅や集合住宅などの多様な居住ではなのうち、複合型高度を対象を表現します。	都心		積や札幌を象徴する都市空間の創出、 脱炭素化の推進等を通じて、札幌・北海	JR札幌駅北口一帯・大通と東8丁目・篠路通の交差点付近・中島公園の北端付近・大通公園の西端付近を頂点として結ぶエリア	
高次機能 交流拠点 め、地域の持つ資源や施設等の特性に 応じ、産業や観光、文化芸術、スポーツ など、高次な都市機能を集積 値観や家族構成の変化等に対応した多様なライフスタイルを実現 後背の住宅地を支える高い居住密度を 維持・向上し、生活利便機能を集積すの沿線と地域交流拠点の周辺をともに、質の高い都市空間を実現 「一世紀を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	拠点	地域交流拠点	日常的な生活利便機能や多様な都市機 能の集積を図るとともに、公共交通の 利便性を確保し、来訪者を受け入れる	主要な交通結節点周辺や区役 所周辺などの生活圏域の拠点 となるエリア	
様なライフスタイルを実現			め、地域の持つ資源や施設等の特性に 応じ、産業や観光、文化芸術、スポーツ	国際的・広域的な広がりを持って利用され、札幌の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能が集積するエリア	
複合型				_	
	住宅市街地		維持・向上し、生活利便機能を集積す	おおむね環状通の内側、地下鉄 の沿線と地域交流拠点の周辺 のエリア	
れた居住環境を実現 地・流通業務地以外のエリア		一般住宅地	機能や生活利便機能などの調和が保た	市街化区域のうち、複合型高度 利用市街地、郊外住宅地、工業 地・流通業務地以外のエリア	
		郊外住宅地		市街化区域のうち、おおむね外側に位置し、一定の生活利便機能を有する低層住宅地を主とするエリア	
工業地・流通業務地 周辺市街地との均衡を保ちつつ、市内 工場の操業環境の保全や新たな産業振 興など、札幌の産業を向上 工業や流通業務に係る集約的 な土地利用を推進するエリア	工業地・流通業務地		工場の操業環境の保全や新たな産業振	工業や流通業務に係る集約的 な土地利用を推進するエリア	
市街地の外 (市街化調整区域) 良好な自然環境や優良な農地を適切に 保全 市街化を抑制すべきエリア	–			市街化を抑制すべきエリア	

⁵⁴ 後背圏:地域交流拠点における後背圏とは、周辺都市も含め地域交流拠点で提供される機能やサービス等を主に利用する人が住んでいると想定される範囲をいう。

第5章



図 3-4 都市空間の形成イメージ図

3-4 立地の適正化に関する基本的な方針

前述の都市づくりの理念・基本目標及び目指す都市構造の実現に向けて、一定の人口密度の維持、都市機能の計画的な配置、公共交通の充実、安全な居住の確保に資する施策を推進するため、 次の基本的な方針を定めます。

基本方針 1

居住機能と都市機能の適切な誘導による

人口減少に適応した持続可能な都市づくり

多くの人が集まる都心や地域交流拠点と基軸となる公共交通を中心に居住機能と都市機能の集積を図り、人口減少が進む中でも利便性の高い地域での暮らしやゆとりある郊外での暮らしなど、多様なライフスタイルに対応した持続可能な都市を目指します。

基本方針 2

公共交通ネットワークで結ばれた誰もが暮らしやすい都市づくり

居住機能と都市機能の誘導に合わせて札幌の都市構造を支える公共交通ネットワークを 持続可能なものとし、都市機能へのアクセス性が確保された誰もが暮らしやすい都市を目指 します。

基本方針3

自然災害のリスクを踏まえた安全で安心な都市づくり

自然災害のリスクを踏まえて居住機能と都市機能の誘導を図りつつ、市民・企業・行政などの多様な関係者が連携して都市の防災力を高める取組を進め安全で安心な都市を目指します。

第4章 誘導区域と誘導施設

第4章 誘導区域と誘導施設

4-1 居住誘導区域等

(1) 居住誘導の基本的な考え方

札幌の人口は減少局面を迎えており、今後の人口減少は避けられない認識のもと2040年代より先を見据えると、複合型高度利用市街地、一般住宅地、郊外住宅地、それぞれの住宅市街地の区分に応じて利便性が確保された居住環境が必要です。

本計画では、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能や地域コミュニティが持続的に確保されるよう、人口や土地利用、交通、災害リスクの現状と将来の見通しを勘案して居住誘導区域を設定します。居住誘導区域内に都市機能が維持されることで、区域内の居住環境の向上だけでなく、後背にある地域の生活利便性の確保にもつながります。

また、人口減少に伴い、空き家・空き地の発生や地域コミュニティの希薄化といった課題が各地で顕在化するおそれがあります。こうした課題に対しては、居住誘導区域の内外を問わず、市民生活の基盤を支える視点から、必要な対策を講じていきます。

(2) 居住誘導区域の設定

本計画では、生活を支える都市機能へのアクセス性が高く、一定の人口規模と生活利便性を有するエリアに居住誘導区域を設定し、戸建住宅や集合住宅など地域の特性に応じた居住機能の集積を図ることにより、人口密度の維持を目指します。この区域は、骨格公共交通である地下鉄・JR・路面電車及び地域交流拠点の周辺を対象とし、住宅市街地の区分や徒歩圏、居住誘導区域の位置関係、土地利用の状況、災害リスクを考慮して設定します。

なお、災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定の考え方については、『第6章 立地適正化に おける防災指針』において整理しています。

<集合型居住誘導区域>

居住機能や都市機能が一定程度集積している「複合型高度利用市街地」は、利便性が高い市街地であるだけでなく、後背の住宅地の生活利便性の確保という役割も担っていることから、その地域の人口が減少すると都市機能の低下を招き、後背の住宅地の利便性にも影響を及ぼすことが懸念されます。このため、複合型高度利用市街地の区域を基本に、土地の高度利用を主とした集合型の居住機能55の集積を図ることにより、人口密度の維持・増加を目指します。

なお、都心の中心部(おおむね札幌駅〜大通公園地域)については、地域の特性を踏まえ、都 心としての都市機能の集積を優先させるべきであるため、積極的に居住誘導を図るものではあり ません。

⁵⁵ **集合型の居住機能:**ここでは、共同住宅、長屋及び寄宿舎をいう。

第2章

(3) 地域特性に応じて課題に取り組むエリア

居住誘導区域の外では、人口減少に伴う課題が顕在化し、都市機能の低下や空き家・空き地の増加、地域コミュニティの希薄化など、地域の居住環境や魅力を維持することが難しくなることが懸念されます。

札幌は既に人口減少の局面に入っており、今後もこの傾向が続くと見込まれる中で、人口減少を前提としながらも、地域の実情や特性、課題を把握し地域ごとにまちづくりに取り組むなど、市民の暮らしを支えるため、必要に応じた取組を検討します。

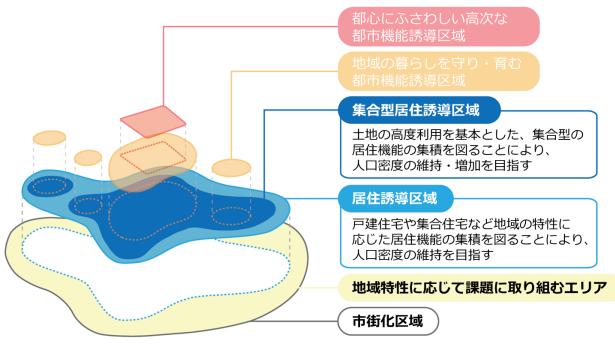
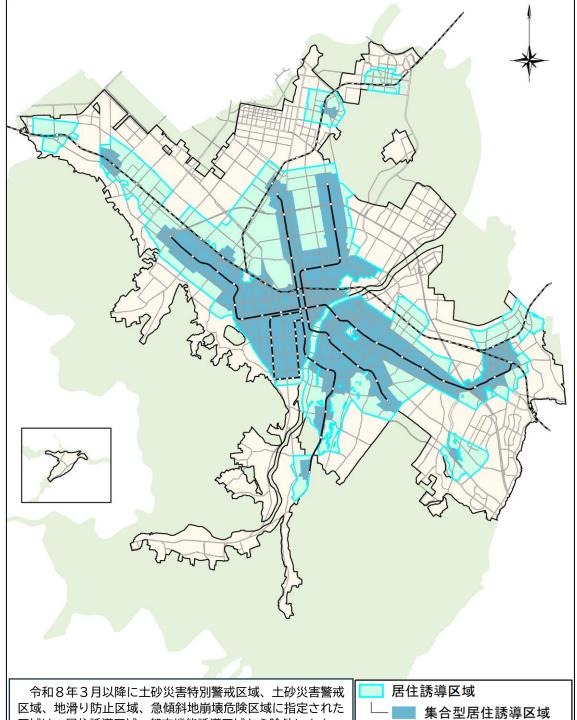


図 4-1 居住誘導区域の概念図

(4) 居住誘導区域等の区域図



区域は、居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外します。

このほか都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令 第 30 条において誘導区域を定めないものとする区域が新た に指定された場合は、その区域を居住誘導区域、都市機能誘 導区域から除外します。

地域特性に応じて 課題に取り組むエリア

市街化区域境界線

市街化調整区域

図 4-2 居住誘導区域図

第3章

■居住誘導区域の境界設定について

- ●地下鉄沿線、路面電車沿線、JR駅周辺、地域交流拠点周辺の徒歩圏を目安として、道路・河川等の地形地物や、用途地域・高度地区等の土地利用制限の境界などに合わせて区域境界を設定
- ●土砂災害特別警戒区域⁵⁶、土砂災害警戒区域⁵⁷、地すべり防止区域⁵⁸、急傾斜地崩壊危険区域⁵⁹などは、その区域を除外
- ●居住誘導区域のうち、複合型高度利用市街地の範囲を基本に、集合型居住誘導区域を設定

<補足>

- ●公共交通の徒歩圏については、地下鉄は沿線からおおむね800m、JRは駅を中心に半径おおむね800m、路面電車は沿線からおおむね300mの範囲としている。
- ●このうち、JR駅については、駅周辺の状況(人口、住宅、生活利便施設)、駅の利用状況(乗降客数)、交通結節機能(バスとの連絡状況)を踏まえて区域を設定

⁵⁶ **土砂災害特別警戒区域**: 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、 土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき定められる。当区域では、特定の開発行為に対する 許可制、建築物の構造規制等が行われる。

⁵⁷ 土砂災害警戒区域:急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき定められる。当区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

⁵⁸ 地すべり防止区域:地すべりしている区域や地すべりするおそれの大きい区域、又はこれらに隣接し地すべりを助長・誘発するおそれが極めて大きい区域等で、地すべり防止法に基づき定められる。当区域では、のり切り、切土等の特定の行為を行う場合に許可を要するなどの制限がかかる。

⁵⁹ **急傾斜地崩壊危険区域**:急傾斜地で、その崩壊により相当の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある区域、又はこれに隣接し急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがある区域で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき定められる。当区域では、のり切り、切土等の特定の行為を行う場合に許可を要するなどの制限がかかる。

<参考>居住誘導区域に含めない区域

●法令により、居住誘導区域に含まない区域(都市再生特別措置法第81条第19項、同法施 行令第30条)

市街化調整区域	都市計画法第7条第1項
災害危険区域(住居の用に供する建築物の建築 が禁止されている区域に限る)	建築基準法第39条第1項(同法第39条第2項)
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
農地や採草放牧地の区域	農地法第5条第2項第1号口
特別地域	自然公園法第20条第1項
保安林の区域	森林法第25条又は第25条の2
原生自然環境保全地域、特別地区	自然環境保全法第14条第1項、同法第25条第1項
保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施 設地区に予定された地区	森林法第30条又は第30条の2、同法第41条、同法第44条において準用する同法第30条
地すべり防止区域(災害防止のための措置が講 じられている区域を除く)	地すべり等防止法第3条第1項(同法第2条第4項ほか)
急傾斜地崩壊危険区域(災害防止のための措置 が講じられている区域を除く)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1 項(同法第2条第3項ほか)
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律第9条第1項
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項

●原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針⁶⁰)

津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項
災害危険区域(住居の用に供する建築物の建 築が禁止されている区域を除く)	建築基準法第39条第1項(同法第39条第2項)

●災害リスク分析や防災・減災の取組実施状況を踏まえ、札幌市の判断で居住誘導区域に含まないこととする区域

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
工砂火금言成区域	関する法律第7条第1項

⁶⁰ 都市計画運用指針:国土交通省が策定する、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示す指針

4-2 都市機能誘導区域と誘導施設

(1) 都市機能誘導の基本的な考え方

本計画では、都市に必要な都市機能を都市の拠点となるエリアに集積させることで、効率的なサービスの提供を実現し、市民の利便性と福祉の向上を図るとともに、都市の魅力を高めることを目的として、都市機能誘導区域と誘導施設を設定します。

都市に必要な都市機能については、以下の5つの都市機能に着目し、少子高齢社会への対応や 子育てしやすい環境の確保など、これからの都市づくりに重要な視点を踏まえて誘導施設を設定 し、誘導を図るべき区域を都市機能誘導区域に位置づけます。

日常生活を支える利便機能

公共サービス機能

地域の魅力を高める都市機能

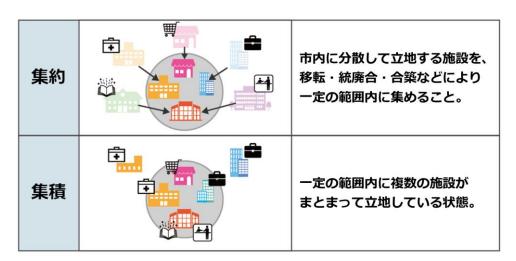
都市の魅力を高める都市機能

防災力を高める都市機能

これらの都市機能の一部は、既に市内で一定程度充足しているものの、今後の人口減少に伴って機能が低下することも考えられることから、将来にわたって都市の利便性や魅力を確保するため、少なくとも都市の拠点となるエリアにおいては必要な機能が適切に集積されるように誘導を図ります。

誘導施設については、必ずしも全ての施設を都市機能誘導区域内に集約するのではなく、施設の立地状況や利用者の利便性などを考慮して、誘導施設に応じた適切な集積を図ります。

誘導に当たっては、各都市機能誘導区域内における誘導施設の立地について、特定の場所を個別に定めるのではなく、各区域におけるまちづくりの方針等を踏まえつつ、用途地域等の地域地区の指定や緩和型土地利用計画制度⁶¹といった誘導施策を通じて、段階的かつ柔軟に誘導を進めます。(第5章 誘導に関する施策を参照)



⁶¹ **緩和型土地利用計画制度**:建築制限の緩和を伴う土地利用計画制度

(2) 誘導施設の設定

1) 日常生活を支える利便機能

医療施設、福祉施設、子育て関連施設、商業施設など、日常生活を支える利便機能について は、施設の種類や規模、サービス提供の範囲、現状の立地等を踏まえて整理します。

このうち、比較的規模の大きな「200床以上の病院」、「子どもの屋内遊び場」、「大規模な商業施設」は、多世代に向けて広域的なサービス提供が求められる施設であることから、誰もが公共交通を利用してアクセスしやすいエリアへ集積を図ることで、利用者の利便性が向上すると考えられます。

くわえて、札幌ではこれらの施設の一部が既に利便性の高いエリアに立地していることから、 区域外への転出を防ぐことで利便性を確保する観点も踏まえ誘導施設に位置づけます。

一方、診療所や福祉施設、保育施設、スーパーマーケットなどの施設は、日常的に地域住民が利用する身近な機能であり、既に市街化区域の広い範囲において徒歩圏内に立地している状況にあります。また、施設によっては、その性質上、必ずしも特定のエリアへの立地誘導が適さないものもあるため、今後も人口密度に応じて、市街化区域内での適正な立地を推進していくこととし、特定の区域への誘導は行わないこととします。

●200床以上の病院●子どもの屋内遊び場●大規模な商業施設

※各誘導施設について、具体的な定義(P.59)や立地に関する考え方(P.60)

2) 公共サービス機能

多くの市民が利用する公共施設のうち、区役所や区民センターなどの行政区単位の市有施設については、施設の相互連携や空間の有効活用を図りながら、公共交通の利便性が高く多くの市民が集まるエリアに機能を集約することにより、効率的かつ質の高い公共サービスの提供が可能となり、市民の利便性及び福祉の向上に資するものと考えます。

また、札幌市が令和6年(2024年)3月に策定した「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」⁶²においても、公共施設の種別ごとに、その施設が持つ機能をどこに配置していくべきか、今後の方向性を示しており、主要な地下鉄やJR駅周辺などの拠点に集約する考えが示されています。

こうしたことから、本計画では多くの市民が利用する公共施設を誘導施設に位置づけます。

●区役所
 ●区保健センター
 ●区民センター・コミュニティセンター
 ●図書館
 ●体育館
 ●区保育・子育て支援センター(ちあふる)

※各誘導施設について、具体的な定義(P. 59)や立地に関する考え方(P. 60)

⁶² **札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針**:公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、今後の取組方針や将来 の施設総量に関する目標と試算、事業費の見込みや長期的な財政見通し等を取りまとめた計画

3) 地域の魅力を高める都市機能

周辺地域の生活を支える拠点としての役割を担うエリアにおいて、日常生活を支える都市機能のほか、広域から多くの人を引き付ける機能や地域のにぎわい・交流を促す機能、公共交通の乗継・待合空間などの交通結節機能などが充実することは、後背圏を含めた地域全体の魅力を高めると考えられます。

本計画では、これらの機能を有する施設のうち前述の「200床以上の病院」、「子どもの屋内遊び場」、「大規模な商業施設」について、広域から多様な世代の人を引き付けることから、 地域の魅力を高める都市機能としても位置づけます。

誘導施設

- ●200床以上の病院(再掲)
- ●子どもの屋内遊び場(再掲)
- ●大規模な商業施設(再掲)

※各誘導施設について、具体的な定義(P.59)や立地に係る考え方(P.60)

4) 都市の魅力を高める都市機能

札幌が、居住地としてだけでなく、観光地や働く場所として国内外から多くのひと・もの・ことを引き付け、選ばれる都市となるためには、先進的なビジネス環境の形成、北海道観光の玄関口にふさわしい機能の集積、多様な消費活動や体験が広がる場と機会の充実など、都市全体の魅力を高める高次な都市機能の集積が必要です。また、都市の魅力を高めることは、市民が札幌に誇りを持ち、将来にわたって住み続けたいと思える都市づくりにもつながります。

集客・交流機能を有するMICE⁶³関連施設や、雇用の創出やビジネスの拠点となる高機能オフィスは、市民生活の質の向上とともに、都市の国際競争力の強化にも資する重要な施設です。 くわえて、文化活動の発表の場や多様な芸術文化に触れる機会を提供する大規模ホールは、文化的な豊かさを育みながら、都心のにぎわいを生み出す集客交流拠点として、都市の魅力や活力の向上に寄与します。

本計画では、札幌・北海道の魅力と活力を先導・発信する「都心」において、こうした高次な都市機能の集積と機能の高度化を図るため「MICE関連施設」、「高機能オフィス」、「大規模ホール」を誘導施設に位置づけます。

誘導施設

- ●MICE関連施設
- ●高機能オフィス
- ●大規模ホール

※各誘導施設について、具体的な定義(P.59)や立地に係る考え方(P.60)

5) 防災力を高める都市機能

日常生活・経済活動・社会活動の中心として多くの人や建築物、企業が集まる都心や都心周辺、地域交流拠点は、大規模災害が発生すると多くの帰宅困難者や建物倒壊による人的被害、経済的損失などが発生するおそれがあることから、都市機能の集積に合わせて防災力を高めることが重要です。

本計画では、居住者だけでなく、観光客や就労者、後背圏からの利用者など多くの来訪者がいるエリアにおいて帰宅困難者対策を進めるため、「一時滞在施設」を誘導施設に位置づけて都市の防災力の向上を図ります。

誘導施設

●一時滞在施設

※各誘導施設について、具体的な定義(P. 59)や立地に係る考え方(P. 60)

⁶³ MICE:多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。Meeting (会議・セミナー)、Incentive Travel/Tour (企業報奨・研修旅行)、Convention (大会・学会・国際会議)、Exhibition (イベント・展示会・見本市) の頭文字を取ったもの

(3) 都市機能誘導区域の設定

本計画では、前述の都市に必要な都市機能の考えを踏まえ、効果的に都市機能が誘導されるよう都市機能誘導区域を設定し、その範囲については土地利用の状況や利用者の回遊性などを踏まえて、区域を設定します。

1) 地域の暮らしを守り・育む都市機能誘導区域

「日常生活を支える利便機能」や「公共サービス機能」、「地域の魅力を高める都市機能」、「防災力を高める都市機能」に位置づけられる誘導施設については、公共交通の利便性が高いエリアや周辺地域の生活を支える拠点としての役割を担うエリアにおいて集積することを目指し、都心、地域交流拠点を都市機能誘導区域に設定します。

以上の拠点のほか、都心周辺は、土地の高度利用が図られており、公共交通の利便性も高く、 都心との近接性を生かして機能や魅力向上が期待できることから、都市機能誘導区域に設定し ます。

2) 都心にふさわしい高次な都市機能誘導区域

「都市の魅力を高める都市機能」に位置づけられる誘導施設については、高次な都市機能と して特に都心において集積が必要となることから、都心には都市機能誘導区域を重層的に設定 します。

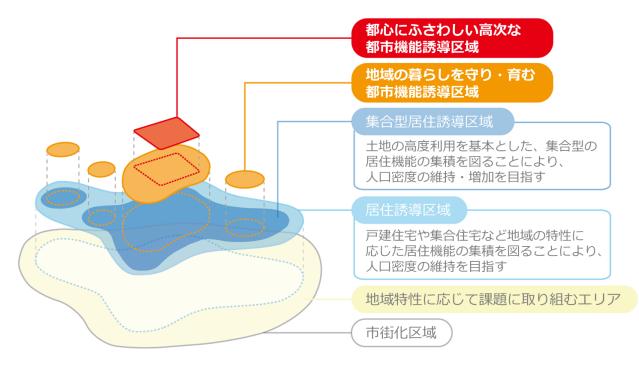


図 4-3 重層的な都市機能誘導区域の概念図

(4) 都市機能誘導区域の区域図と誘導施設

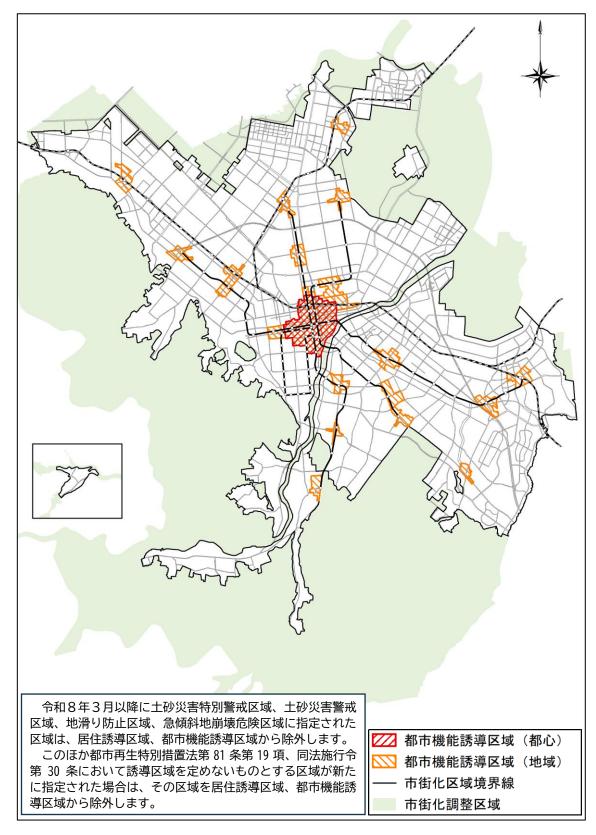


図 4-4 都市機能誘導区域図

※区域の詳細については、資料編を参照

表 4-1 誘導施設の一覧

都市機能誘導区域	対象エリア	誘導施設
都心にふさわしい 高次な都市機能	都心	■国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設(MICE関連施設、高機能オフィス)■教育文化施設 (大規模ホール)
地域の暮らしを 守り・育む都市機能	都心 都心周辺 地域交流拠点	●200床以上の病院●子どもの屋内遊び場●大規模な商業施設●多くの市民が利用する公共施設 (区役所、区保健センター、区民センター・コミュニティセンター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター)●一時滞在施設

■都心の区域境界の設定について

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」に定める都心の範囲を踏まえ、道路・河川などの 地形地物や、用途地域・高度地区などの土地利用制限の境界などに合わせて区域境界を設定

■都心周辺の区域境界の設定について

都心に隣接した区域で、用途地域の指定状況や都市機能の立地状況を踏まえ、道路・河川などの地形地物や、用途地域・高度地区などの土地利用制限の境界などに合わせて区域境界を設定

■地域交流拠点の区域境界の設定について

地下鉄駅などからの徒歩圏や地域としての一体性を踏まえ、道路・河川などの地形地物や、 用途地域・高度地区などの土地利用制限の境界、土地利用構想等の計画策定エリアなどに合わ せて区域境界を設定

第2章

■各誘導施設について

各都市機能誘導区域における誘導施設については、以下のとおり定義する。

<国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設>

- ●MICE関連施設
 - …都心のMICE機能及び市民の利便性向上に資する次のいずれかの施設
 - 1) 床面積1,000㎡以上のホール・会議室・展示場を有する施設
 - 2) 都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準に掲げる要件を満たすハイグレードホテル
- ●高機能オフィス
 - …都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準に掲げる要件を満たす高機能オフィス

<教育文化施設>

- ●大規模ホール
 - …固定客席数1,000席以上を有する多目的ホール

<医療施設>

- ●200床以上の病院
 - …医療法第7条第2項に掲げる病床の種別のうち一般病床を200床以上有する病院

<子育て関連施設>

- ●子どもの屋内遊び場
 - …0歳~12歳程度の子どもを対象に体を動かして遊ぶことを目的とした遊戯施設で床面積 1,000㎡以上のもの(風営法第2条第1項に規定する風俗営業許可を要する施設を除く)

<商業施設>

- ●大規模な商業施設
 - …建築基準法別表第2(か)項に掲げる用途(以下の用途を除く)に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもののうち、店舗及び飲食店を含むもの。
 - 1)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 - 2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの
 - 3)ナイトクラブ又は建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの
 - 4) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は建築基準法施行令第130条の9の5に定めるもの

<多くの市民が利用する公共施設>

- ●区役所
 - …札幌市区の設置等に関する条例第3条に規定する各区役所
- ■区保健センター
 - …札幌市保健所及び保健センター設置条例第2条に規定する各区保健センター
- ●区民センター
- …札幌市区民センター条例第2条に規定する各区民センター及びコミュニティセンター
- 図書館
 - …札幌市図書館条例第1条に規定する各図書館
- ●体育館
- …札幌市体育施設条例第1条に規定する体育施設のうち、札幌市中央体育館及び各区体育館
- ●区保育・子育て支援センター
 - …札幌市区保育・子育て支援センター条例第3条に規定する各区保育・子育て支援センター

<防災>

- ●一時滞在施設
- …帰宅困難者対策に資する一時滞在施設(札幌市と協定を締結するもの)

<参考>各誘導施設の立地に係る考え方(1/2)

■日常生活を支える利便機能を有する施設

<200床以上の病院>

200床以上の病院は、現状で地下鉄・JR駅周辺などの公共交通の利便性の高い地域に立地しているものが多く、中でも高度医療を提供する特定病院については、都心周辺において立地がみられます。

また、200床以上の病院は、札幌第二次医療圏(札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村)の高度医療を担っていることから、今後も公共交通の利便性の高いエリアに立地することが利用者の利便性を確保する観点から望ましいと考えられます。

本計画では、200床以上の病院を誘導施設に位置づけることで、都市機能誘導区域外への転出の抑制を図り、少子高齢化が進む札幌において誰もが健康で暮らしやすい都市づくりを目指します。

<大規模な商業施設>

大規模な商業施設は、現状で地下鉄の沿線などの公共交通の利便性の高い地域に立地しているものが多く、特に地下鉄駅に近接して立地する施設は公共交通の利用者の日常生活を支えていることから 今後も公共交通の利便性の高いエリアに立地することが利用者の利便性を確保する観点から望ましいと考えられます。

大規模な商業施設を誘導施設に位置づけることで、都市機能誘導区域外への転出の抑制を図り、地域の生活を支えます。

<子どもの屋内遊び場>

札幌の特徴でもある冬の積雪寒冷に加え、近年の夏は厳しい暑熱に見舞われる日もあることから、 屋内において子どもが安心して遊べる環境が求められています。

現状は、区域外に立地する施設も存在しますが、子育て環境の充実の観点から、子連れでも公共交通により利用しやすい都心や都心周辺、地域交流拠点にも立地していることが望ましいと考えられます。

■公共サービス機能

<区役所、区保健センター、区民センター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター>

札幌市では、令和6年(2024年)3月に策定した「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」において、公共施設の種別ごとに、その施設が持つ機能をどこに配置していくべきか、今後の方向性を示しています。

これらの行政区単位の市有施設については、主要な地下鉄やJR駅周辺などの拠点に集約する考えが示されています。

なお、行政区単位の市有施設が持つ地域の核となる交流機能や中核的な図書館機能については、区役所の建て替えなどに合わせて、施設の複合化などにより地域交流拠点等に集約する方針です。また、体育館などのスポーツ競技機能については、市民が均しく高い利便性を享受できることが望まれることから、原則として地域交流拠点等に配置する方針です。

■地域の魅力を高める都市機能

- <200床以上の医療施設(再掲)>
- <大規模な商業施設(再掲)>
- <子どもの屋内遊び場(再掲)>

第3章

第2章

<参考>各誘導施設の立地に係る考え方(2/2)

■都市の魅力を高める都市機能

<MICE関連施設>

MICEは、分野や種類、規模等によって施設に求められる機能が異なります。現在は、市内ホテル、大学施設、公共施設、札幌コンベンションセンター、郊外の展示場など、施設に応じて様々な分野のMICEを受け入れており、市民はもとより国内外から多くの人が集まり交流を生んでいます。その中でも、都心においては国内外から多くの人を呼び込むMICE環境の充実が求められていることから、引き続き規模の大きなホールなどを有するMICE施設の集積が必要です。

また、国内外から多様な人を受け入れる滞在環境の充実を図るためには、世界水準のハイグレードホテルなど利用者のニーズに応じた宿泊施設が必要となります。

<高機能オフィス>

札幌はオフィス空室率が国内の主要都市と比較して低い状況が続いており、魅力あるオフィス環境の創出により、市内経済の生産性と競争力を更に向上させ、より強靱なものとするためには、魅力あるオフィス環境の創出が必要です。

都心において高機能オフィスの集積を図ることで、国内外から企業の立地や設備投資を促進し、充実したビジネス環境の形成を目指します。

また、高機能オフィスにコワーキングスペース⁶⁴や貸会議室などが整備されることにより、札幌市内における多様な働き手の利便性を高めることが期待されます。

<大規模ホール>

大規模ホールは、文化活動の発表の場や多様な芸術文化に触れる機会を提供するものであり、教育・ 国際交流・まちづくり・観光など幅広い分野において都市の魅力を高める重要な都市機能と考えられ ます。

札幌市が有する大規模ホールは、都心部における3館体制(札幌文化芸術劇場hitaru、札幌教育文化会館、札幌市民ホール)を維持しており、多様な文化芸術施設の中でも、特に重要な役割を担っています。

また、令和6年度(2024年度)に策定された「第4期札幌市文化芸術基本計画」では、都心部 における大規模ホールの3館体制について、引き続き今後の在り方を検討することとしています。

■防災力を高める都市機能

<一時滞在施設>

「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」では、大型イベントにおける観光客の影響を考慮すると、都心部における帰宅困難者が最大(平日)で9万6千人、屋外滞留者が最大(休日)で4万6千人発生すると推計されております。

また、地域交流拠点にも多くの来訪者が集まるため、災害時にはこれらの地域でも多数の帰宅困難者が発生するおそれがあります。

このため、札幌市では帰宅困難者対策として、民間事業者と連携・協力の下、再開発などの建物整備の機会を捉えて一時滞在施設の整備を進めています。

今後、国内外から多くの人を引き付け、誰もが安全で安心できる都市づくりを進めるためにも、引き続き一時滞在施設をはじめとした防災力向上に資する施設の整備が必要です。

⁶⁴ **コワーキングスペース**:様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペース

4-3 各区域及び誘導施設の設定

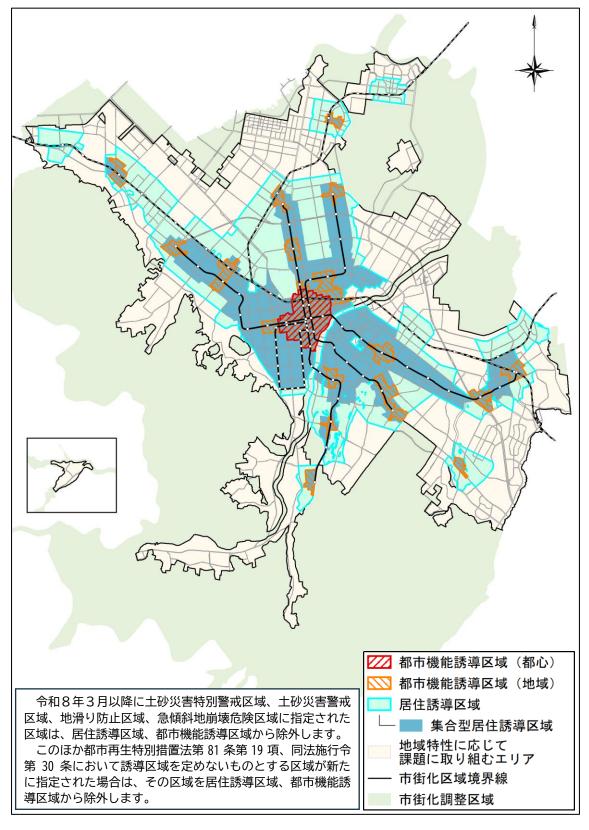


図 4-5 各誘導区域等の区域図

第2章

表 4-2 誘導施設の一覧

都市機能誘導区域	対象エリア	誘導施設
都心にふさわしい 高次な都市機能	都心	■国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設 (MICE関連施設、高機能オフィス)■教育文化施設 (大規模ホール
地域の暮らしを 守り・育む都市機能	都心 都心周辺 地域交流拠点	●200床以上の病院●子どもの屋内遊び場●大規模な商業施設●多くの市民が利用する公共施設 (区役所、区保健センター、区民センター・コミュニティセンター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター)●一時滞在施設

■各誘導区域の面積について

市街化区域・集合型居住誘導区域・都市機能誘導区域の面積の関係は以下のとおり。

	面積	市街化区域 に占める割合	備考
市街化区域	25,034 ha	_	ı
居住誘導区域	11,171 ha	約 44.6 %	_
集合型居住誘導区域	5,888 ha	約 23.5 %	_
都市機能誘導区域(都心)	455 ha	約 1.8 %	*
都市機能誘導区域(地域)	1,451 ha	約 5.8 %	*

※都市機能誘導区域(地域)の内側に都市機能誘導区域(都心)を重層的に設定

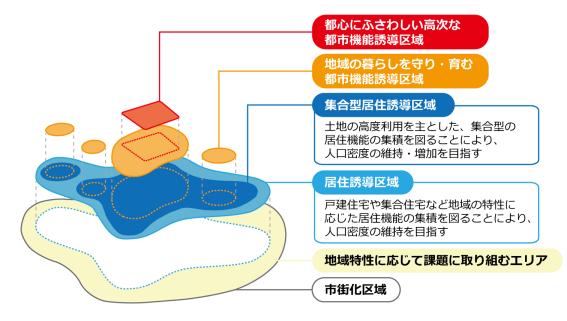


図 4-6 各区域の概念図

4-4 事前届出

都市再生特別措置法第88条、第108条又は第108条の2の規定に基づき、居住誘導区域外、都市機能誘導区域外又は都市機能誘導区域内で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

(1) 居住誘導区域外

1) 届出対象

(※下記の開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出対象)

<開発行為の場合>

- ①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為65
- ②1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

<建築行為の場合>

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

2) 届出様式

- < 開発行為の場合 > ・・・・・・・・・・・・・ 様式 1
- <**建築行為の場合>・・・・・・・・・**様式-2
- <上記2つの届出内容を変更する場合>・・・様式-3

3) 添付書類

<開発行為の場合>

- ●当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ●設計図(縮尺100分の1以上)
- ●その他参考となるべき事項を記載した図書

<建築行為の場合>

- ●敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ●住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ●その他参考となるべき事項を記載した図書
- <上記2つの届出内容を変更する場合>
 - ●上記と同じ

⁶⁵ 開発行為:ここでは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更で、札幌市開発許可等審査基準第3条に該当するものをいう。

第2章

(2) 都市機能誘導区域外

1) 届出対象

(※下記の開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合は、届出対象)

<開発行為>

①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

<建築行為>

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

2) 届出様式

- < 開発行為の場合 > ・・・・・・・・・・・・様式 4
- < 建築行為の場合 > ・・・・・・・・・・・・・ 様式 5
- <上記2つの届出内容を変更する場合>・・・様式-6

3)添付書類

<開発行為の場合>

- ●当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ●設計図(縮尺100分の1以上)
- ●その他参考となるべき事項を記載した図書

<建築行為の場合>

- ●敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ●建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ●その他参考となるべき事項を記載した図書
- <上記2つの届出内容を変更する場合>
 - ●上記と同じ

(3) 都市機能誘導区域内

1) 届出対象

(※下記の行為を行おうとする区域・敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合は、届出対象)

<誘導施設の休廃止>

①誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合

2) 届出様式

<誘導施設の休廃止を行う場合>・・・・・様式-7

第 これから コープラ の これまでと これまでと

第一関する基本的な方針 関する基本的な方針

第 4 章 誘導 施設 と し は と

第5章 施策 施策